

(付録) 受託業務に係る様式

受託業務に係る様式一覧

(1) 一般業務様式

適用	様式番号	内 容	積 (単価契約) 算	積 (個別契約) 算	設 計 管 理	工 事 監 督	総 合 評 価 技 術 審 査 支 援	ア セ ン ト マ ネ ジ メ ン ト 支 援	そ の 他	備 考	頁
見積	見積依頼書	見積依頼書		○	○	○	○	○	○		一般 5
	見積書	見積書		●	●	●	●	●	●		一般 6
依頼	第1号の1	依頼書	○							(別紙) 積算条件書添付	一般 9
	第1号の2	依頼書		○						様式第6号の1添付	一般 10
	第1号の3	依頼書			○	○	○	○	○	様式第6号の2添付	一般 11
受諾	第2号	受諾回答書	●	●	●	●	●	●	●		一般 15
契約	第3号	業務委託契約書	◎								一般 19
	第4号の1	業務委託契約書				◎					一般 22
	第4号の2	業務委託契約書					◎				一般 28
	第5号	業務委託契約書		◎	◎			◎	◎		一般 32
業務内容	別紙	積算条件書	○	○							一般 37
	第6号の1	業務仕様書		○							一般 38
	第6号の2	業務仕様書			○	○	○	○	○		一般 39
完了	第7号の1	業務完了報告書	●								一般 43
	第7号の2	業務完了報告書		●	●	●	●	●	●		一般 44
請求	第8号の1	請求書	●								一般 47
	第8号の2	請求書		●	●	●	●	●	●		一般 48
変更契約	第9号	委託(期間・内容)変更依頼書			○	○	○	○	○	第9号別紙理由書添付	一般 51
	第9号別紙	委託(期間・内容)変更理由書			○	○	○	○	○		一般 52
	第10号	委託(期間・内容)変更受諾回答			●	●	●	●	●		一般 53
	第11号	業務委託変更契約書			◎	◎	◎	◎	◎		一般 54

※市町利用様式は「○」、協会利用様式は「●」、市町・協会が利用する様式は「◎」とする。

(2) 市町AMS運用業務様式

適用	様式番号	内 容	基本協定	年度協定	備 考	頁
依頼	市町AMS 利用依頼の 例文	利用依頼書	○		利用開始時のみ必要	AMS 5
	覚書	利用に関する覚書	◎	◎	利用開始時のみ必要	AMS 6
	(覚書第8 条関係)	利用申請書	○		利用開始時のみ必要	AMS 8
	A運-1	利用依頼書		○	毎年年度当初必要	AMS 9
受諾	A運-2	利用承諾書		●		AMS 13
	A運-3	利用料通知		●		AMS 14
完了	A運-4	橋梁データ等管理状 況報告書		●		AMS 17
請求	A運-5	利用料確定通知		●		AMS 21
		利用料金内訳		●	見積書・請求書に添付	AMS 22
	A運-6	利用料支払請求書		●		AMS 23
	基準	市町AMS利用料算 定基準		●		AMS 24

※市町利用様式は「○」、協会利用様式は「●」、市町・協会が利用する様式は「◎」とする。

(3) 積算システム市町共同利用サービス提供業務様式

適用	様式番号	内 容	基本協定	年度協定	備 考	頁
依頼	システム等提供依頼の例文(規約第11条関係)	提供依頼書(当初)	○		利用開始時のみ必要	共同 5
	覚書	提供及び利用に関する覚書	◎	◎	利用開始時のみ必要	共同 6
	(覚書第8条関係)	端末機設置場所申請書(当初・変更)	○		利用開始時及び変更時	共同 8
	積-1	提供依頼書(年度毎)		○	毎年年度当初必要	共同 9
受諾	積-2	提供承諾書		●		共同 13
	積-3	利用者登録	○		利用開始時及び変更時	共同 14
	積-4	負担金の額		●		共同 15
請求	積-5	負担金請求書		●		共同 19
	積-6	負担金規準		●		共同 20
規約		サービス提供規約			サービスを利用する上での規約	共同 23
		提供環境			システムを利用する上での環境	共同 33

※市町利用様式は「○」、協会利用様式は「●」、市町・協会が利用する様式は「◎」とする。

(4) 土木設計積算基準データ提供業務様式

適用	様式番号	内 容	基本協定	年度協定	備 考	頁
依頼	基準データ提供依頼の例文	提供依頼書(当初)	○		利用開始時のみ必要	電算 5
	覚書	提供及び利用に関する覚書	◎	◎	利用開始時のみ必要	電算 7
	様式(覚書第7条関係)	端末台数等申請書(当初・変更)	○		利用開始時及び変更時	電算 9
	第1	提供依頼書		○	毎年年度当初必要	電算 10
受諾	第2	提供承諾書		●		電算 13
	第3	負担金通知		●		電算 14
完了	第5	業務完了報告書		●		電算 17
請求	第6	負担金確定通知		●		電算 21
	第7	負担金請求書		●		電算 22
	基準	負担金規準		●		電算 23

※市町利用様式は「○」、協会利用様式は「●」、市町・協会が利用する様式は「◎」とする。

(5) 広島県工事中情報共有システム及び保管管理システム運用業務様式

適用	様式番号	内 容	基本協定	年度協定	備 考	頁
依頼	システム等 利用依頼の 例文	提供依頼書(当初)	○		利用開始時のみ必要	情報 5
	覚書	利用に関する覚書	◎	◎	利用開始時のみ必要	情報 6
	情運-1	利用申請		○	利用年度毎に必要	情報 8
受諾	情運-2	利用承諾書		●		情報 11
運用	情運-5	廃棄処理案件の依頼		○	該当がある場合のみ必要	情報 27
	情運-6	廃棄処理案件の回答		○	該当がある場合のみ必要	情報 28
完了	情運-7	システム利用の終了		○	該当がある場合のみ必要	情報 31
	情運-8	システム利用の回答		◎	該当がある場合のみ必要	情報 32
請求	情運-3	利用料の額確定		●		情報 35
	情運-4	利用料請求書		●		情報 36
規約		サービス提供規約		●	サービスを利用する上での規約	情報 15

※市町利用様式は「○」、協会利用様式は「●」、市町・協会が利用する様式は「◎」とする。

(1) 一般業務様式

積算技術業務(単価契約)
積算技術業務(個別契約)
設計管理支援業務
工事監督支援業務
総合評価技術審査支援業務
アセットマネジメント支援業務
その他業務

① 見積関係様式

(見積依頼書)

令和 第 年 月 日 号

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

業務委託に係る見積書について (依頼)

このことについて、業務の参考としたいので、見積書を提出してください。

1 委託業務の名称	
2 委託業務の箇所	
3 履 行 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
4 業 務 内 容	別紙業務仕様書のとおり
5 担 当 者	〇 〇 課 〇 〇 係 (職名) (氏名) Tel :

見 積 書

令和 年 月 日

様

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 ○ ○ ○ ○
(〒730-0017広島市中区鉄砲町4番1号)

¥ _____ (消費税及び地方消費税額 _____ 円を含む。)

ただし、 _____ に要する経費として

上記のとおり見積ります。

見積り有効期限：令和 年 月 日

② 依 賴 關 係 樣 式

(様式第1号の1)

令和 第 年 月 日 号

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

積算技術業務の委託について (依頼)

このことについて、令和 年 月 日付けの単価契約に基づき、次の積算技術業務を委託します。

1 委託業務の名称	〇 〇 積 算 技 術 業 務
2 委託業務の箇所	
3 路線・河川名等	
4 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
5 成果品の提出	設計書 部 仕様書 部
6 積 算 条 件	別紙積算条件書のとおり
7 担 当 者	〇 〇 課 〇 〇 係 (職名) (氏名) Tel :

※ 積算条件書添付のこと

(様式第1号の2)

令和 第 年 月 日 号

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

積算技術業務の委託について (依頼)

このことについて、次のとおり委託したいので、よろしくお願ひします。
なお、異存がなければ、契約書に記名・押印の上、1部返送してください。

1 委託業務の名称	〇 〇 積 算 技 術 業 務
2 委託業務の箇所	
3 路線・河川名等	
4 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
5 成果品の提出	設計書 部 仕様書 部
6 積 算 条 件	別紙積算技術業務仕様書 (様式第6号の1) のとおり
7 担 当 者	〇 〇 課 〇 〇 係 (職名) (氏名) TEL :

※ 様式第6号の1を添付のこと

(様式第1号の3)

令和 第 年 月 日 号

一般社団法人広島県土木協会長 様

〇 〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

業務の委託について (依頼)

このことについて、令和 年 月 日付けの見積に基づき次のとおり委託したいので、よろしくをお願いします。

なお、異存がなければ、契約書に記名・押印の上、1部返送してください。

1 委託業務の名称	〇 〇 業 務
2 委託業務の箇所	
3 路線・河川名等	
4 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
5 特 記 事 項	別紙業務仕様書 (様式第6号の2) のとおり
6 担 当 者	〇 〇 課 〇 〇 係 (職名) (氏名) Tel :

※様式第6号の2を添付のこと

③ 受諾関係様式

(様式第2号)

令和 年 月 日

様

一般社団法人 広島県土木協会
会長 ○ ○ ○ ○
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)
(公印省略)

業務の委託について (回答)

令和 年 月 日付け 第 号で依頼のこのことについては、
承諾します。

業務名 : ○ ○ 業 務

担当者：(所属) _____
(職名) _____
(氏名) _____
TEL：(082) 554-1655

④ 契約関係様式

(様式第3号)

業 務 委 託 契 約 書

1 委託業務の名称

積 算 技 術 業 務 (単価契約)

2 委託期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

3 業務委託料

別紙積算技術業務委託料早見表により算定した額に取引に係る消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

上記業務について、委託者 を甲とし、受託者一般社団法人広島県土木協会を乙として、甲及び乙は、次の条項により委託契約を締結した。

(実施の方法)

第1条 甲は、様式第1号の1による依頼書（以下「依頼書」という。）をもって積算業務を委託するものとし、乙は様式第2号による受諾書により、当該設計書の作成業務を受諾するものとする。

2 前項の規定により乙が受託した業務（以下「委託業務」という。）について、積算条件書に明記されていない事項があるときは、甲及び乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(成果品の使用)

第3条 甲は、委託業務の完了前においても、乙の業務遂行に支障のない範囲内においてこの契約の成果品を自由に使用することができる。

(検査及び引渡し)

第4条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書（以下「報告書」という。）に成果品を添えて甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その日から10日以内に甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員により、成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出し、再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 乙は、合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を、甲に引き渡すものとする。

(業務委託料の支払)

第5条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して委託業務に係る業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(契約の解除)

第6条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により依頼書に規定する期間（以下「依頼期間」という。）内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除されたときは、乙は、依頼書に規定する概算委託料（以下「概算委託料」という。）の合計額（第4条第4項に規定する成果品の引渡し完了したものを除く。）の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期限内に支払わなければならない。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、概算委託料又は依頼期間を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面によりこれを定める。

- 2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲及び乙が協議して定める。

(依頼期間の延長)

第8条 乙は、その責めに帰すべきことができない事由により、依頼期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して依頼期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲及び乙が協議して定める。

(履行遅滞の場合における遅滞金)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、依頼期間内に委託業務を完了することができない場合において、依頼期間後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は延滞金を附して依頼期間を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、概算委託料の合計額（第4条第4項に規定する成果品の引渡し完了したものを除く。）に対して延長日数に応じ年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 甲の責めに帰する事由により第5条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年2.7パーセント（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で算定した遅延利息の支払を請求することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第10条 委託業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は、甲及び乙が協議して定める。

(秘密の保持)

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第12条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(関係書類の整備)

第13条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、2の委託期間満了の日から5年間保存するものとする。

(契約外の事項)

第 14 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲

乙 広島市中区鉄砲町 4 番 1 号
一般社団法人 広島県土木協会
代表者 会長 ○ ○ ○ ○

注) 積算技術業務委託料早見表は、この手引きでは、掲載を省略している。

(配置技術者)

第6条 乙は、管理技術者及び現場技術員を定め、所定の様式によりその氏名を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関する運営を行うほか、この契約書に基づく乙の権限（委託料の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、次条に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により甲に通知しなければならない。

(措置請求)

第7条 甲は、管理技術者又は現場技術員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な処置をとるよう求めることができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう求めることができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により乙に通知しなければならない。

(物品類の貸与)

第8条 乙は甲の貸与する図面その他の書類及び物品類を使用することができる。

2 乙は、貸与物品の善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

3 乙は、自己の故意又は過失により貸与品が滅失若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定時間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(業務履行の結果報告等)

第9条 乙は、仕様書に定めるところにより甲に業務履行の結果を報告しなければならない。

2 甲又は監督職員は、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更中止等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対する書面による通知により業務内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して、書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲及び乙が協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務の履行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙が協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第12条 乙は、業務を完了したときは遅滞なく、甲に業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に甲又は甲が検査を行

う者として定めた職員により検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前項の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託料の支払を請求するものとする。

2 前項の請求額は、委託料から乙がその時点までに受領した部分払金の額を差引いた額とする。

3 甲は、第1項の請求を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(部分払)

第14条 乙は、業務の完了前に業務の既済部分に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、委託期間中1回を超えることができない。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る業務の既済部分の確認を書面により甲に求めなければならない。この場合において、甲は、遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を書面により乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定による確認があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求があった日から起算して15日以内に部分払金を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

一 その責に帰すべき理由により履行期限までに、又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

二 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。

三 第3条の規定に違反したとき。

四 第3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ当該検査に合格した部分に相応する委託料相当額を乙に支払わなければならない。

3 第1項の規定により契約を解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

第16条 甲は業務が完了しない間は、前条第1項の規定による場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

一 第10条第1項の規定により業務内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したとき。

二 第10条第1項の規定による業務の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。

三 甲が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(違約金の徴収)

第18条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで年2.7% (算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。))がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率)の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

(契約外の事項)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

乙 広島市中区鉄砲町4番1号
一般社団法人 広島県土木協会
代表者 会長 ○ ○ ○ ○

注) 4 委託料に記載の「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出した額とする。

工事監督支援業務委託特記仕様書(例)

1 適用範囲

本業務は、契約書及び仕様書によるほか、この特記仕様書に基づき実施しなければならない。

2 管理技術者及び現場技術員の資格

管理技術者及び現場技術員の資格は次表のとおりとし、配置予定の技術者について、別記様式を提出すること。

職 階	資 格 等
管 理 技 術 者	下記のいずれかに該当する者
主任技師	(1) 1級土木施工管理技士の資格を取得後7年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者 (2) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者 (3) (1)、(2)と同等以上の知識及び技術を有すると認められる者
現 場 技 術 員	次のいずれかに該当する者
主任技師	(1) 1級土木施工管理技士の資格を取得後7年以上の実務経験を有する者 (2) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者 (3) 大学卒業後18年、短大・高専卒業後23年、高校卒業後28年以上の実務経験を有する者
技師（A）	次のいずれかに該当する者 (1) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有する者 (2) 大学卒業後13年、短大・高専卒業後18年、高校卒業後23年以上の実務経験を有する者

職 階	資 格 等
技師（B）	次のいずれかに該当する者 (1) 1級土木施工管理技士の資格を取得後3年以上の実務経験を有する者 (2) 大学卒業後8年，短大・高専卒業後13年，高校卒業後18年以上の実務経験を有する者
技師（C）	次のいずれかに該当する者 (1) 2級土木施工管理技士の資格を取得後4年以上の実務経験を有する者 (2) 大学卒業後5年，短大・高専卒業後8年，高校卒業後11年以上の実務経験を有する者
技 術 員	次のいずれかに該当する者 (1) 2級土木施工管理技士の資格を有する者 (2) 大学卒業後2年，短大・高専卒業後3年6ヶ月，高校卒業後6年以上の実務経験を有する者

3 現場技術員の業務の範囲

現場技術員の業務の範囲は，監督員の補助業務とし，原則として次に示すとおりとする。

- 1) 工事の契約書，設計図書で実施方法，規格等の基準が定められている工事の出来形，品質及び工程管理等の業務
- 2) 工事検査に必要な所定の資料の審査等に関する業務
- 3) 工事施工に必要な所定の図面，数量，その他の資料の審査に関する業務
- 4) その他必要に応じた事項に関する業務

4 業務の打合せ等

別紙1「業務打合せ簿」及び別紙2「打合せ記録簿」により，業務内容の経緯を明らかにするものとする。

5 その他

- 1) 監督員が補助業務のために必要となる図書及び関係資料は，委託者が必要と認める範囲で貸与する。その他必要な図書は，受託者が準備すること。
- 2) 業務に必要な車輛は，受託者で用意すること。

(様式第4号の2)

総合評価技術審査支援業務委託契約書

- 1 委託業務名
- 2 委託業務場所
- 3 委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 4 委託料
¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額¥)

上記業務について、発注者 を甲とし、受注者一般社団法人広島県土木協会を乙として、甲及び乙は、次の条項により委託契約を締結した。

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 仕様書に明記されていない仕様がある場合には、甲及び乙が協議して定める。
 - 3 この契約書の履行に関し、乙から甲に提出する書類は、甲の指定するものを除き、第5条に規定する調査職員（以下「調査職員」という。）を経由するものとする。
 - 4 前項の書類は、調査職員に提出された日に甲に提出されたものとみなす。

(権利義務の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

- 第3条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(秘密の保持等)

- 第4条 乙は、業務の履行上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
- 2 乙は、業務履行の結果（業務履行過程において得た記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(調査職員)

- 第5条 甲は、調査職員を定めたときは、書面によりその職名及び氏名を乙に通知しなければならない。調査職員を変更したときも同様とする。
- 2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、仕様書で定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての乙又は第6条に基づいて定められる管理技術者及び現場技術員に対する指示、承諾又は協議。
 - (2) 業務の履行状況の確認。

(配置技術者)

第6条 乙は、管理技術者及び現場技術員を定め、所定の様式によりその氏名を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関する運営を行うほか、この契約書に基づく乙の権限（委託料の変更、委託期間の変更、委託料の請求及び受領、次条に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により甲に通知しなければならない。

(措置請求)

第7条 甲は、管理技術者又は現場技術員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な処置をとるよう求めることができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により甲に通知しなければならない。

3 乙は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるよう求めることができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により乙に通知しなければならない。

(物品類の貸与)

第8条 乙は甲の貸与する図面その他の書類及び物品類を使用することができる。

2 乙は、貸与物品の善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

3 乙は、自己の故意又は過失により貸与品が滅失若しくははき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定時間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(業務履行の結果報告等)

第9条 乙は、仕様書に定めるところにより甲に業務履行の結果を報告しなければならない。

2 甲又は調査職員は、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更中止等)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対する書面による通知により業務内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して、書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲及び乙が協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

第11条 業務の履行に当たり第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲及び乙が協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査)

第12条 乙は、業務を完了したときは遅滞なく、甲に業務完了届を提出しなければならない。

2 甲は、乙から前項の完了届を受理したときは、その日から10日以内に甲又は甲が検査を行

う者として定めた職員により検査を行わなければならない。

(委託料の支払)

第13条 乙は、前項の規定による検査に合格したときは、甲に対して、委託料の支払を請求するものとする。

- 2 前項の請求額は、委託料から乙がその時点までに受領した部分払金の額を差引いた額とする。
- 3 甲は、第1項の請求を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(部分払)

第14条 乙は、業務の完了前に業務の既済部分に相応する委託料相当額の10分の9以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、委託期間中1回を超えることができない。

- 2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る業務の既済部分の確認を書面により甲に求めなければならない。この場合において、甲は、遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を書面により乙に通知しなければならない。
- 3 乙は、前項の規定による確認があったときは、書面により部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求があった日から起算して15日以内に部分払金を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由により履行期限までに、又は履行期限経過後相当の期間内に業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 第3条の規定に違反したとき。
 - (4) 第3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査のうえ当該検査に合格した部分に相応する委託料相当額を乙に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定により契約を解除された場合において、乙は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

第16条 甲は業務が完了しない間は、前条第1項の規定による場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。
- 3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(乙の解除権)

第17条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第10条第1項の規定により業務内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第10条第1項の規定による業務の中止期間が委託期間の2分の1を超えたとき。
 - (3) 甲が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。
- 2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(違約金の徴収)

第18条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないと

きは、甲はその支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで年2.7%（算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率）の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴するものとする。

（契約外の事項）

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

乙 広島市中区鉄砲町4番1号
一般社団法人 広島県土木協会
代表者 会長 ○ ○ ○ ○

注) 4 委託料に記載の「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出した額とする。

(様式第5号)

業 務 委 託 契 約 書

1 委託業務の名称

○ ○ 業 務

2 委託期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

3 業務委託料

¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額¥_____)

上記業務について、委託者 _____ を甲とし、受託者一般社団法人広島県土木協会を乙として、甲及び乙は、次の条項により委託契約を締結した。

(総則)

第1条 乙は、別冊「業務仕様書」に基づき、頭書の業務委託料（以下「業務委託料」という。）をもって、頭書の委託期間（以下「委託期間」という。）内に頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の業務仕様書に明記されていない調査事項があるときは、甲及び乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(成果品の使用)

第3条 甲は、委託業務の完了前においても、乙の業務遂行に支障のない範囲内においてこの契約の成果品を自由に使用することができる。

(検査及び引渡し)

第4条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく成果品に添えて業務完了報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から10日以内に甲又は甲が検査を行うものとして定めた職員により、成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、乙は、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出し、再検査を受けなければならない。この場合再検査の期日については、前項の規定を準用する。

4 乙は、合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を、甲に引き渡すものとする。

(業務委託料の支払)

第5条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(前払金)

第6条 乙は、甲に対して委託料相当額の10分の3以内の前払金の支払を請求することができる。ただし、委託料相当額が100万円に満たない場合は、この限りでない。

2 甲は、第1項の規定による請求を受けたときは、前払金の額を決定し、当該請求を受けた日から起算して10日以内に前払金を乙に支払うものとする。

3 甲は、乙が、その義務を履行しない場合は、前払金の全部又は一部の返還を求めることができる。この場合において甲は、返還を求めた金額につき、返還を求めた日から返還の日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収することができる。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき事由により委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除されたときは、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期限内に支払わなければならない。

(業務内容の変更等)

第8条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は、甲及び乙が協議して定める。

(委託期間の延長)

第9条 乙は、その責めに帰すべきことができない事由により、委託期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を附して委託期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、甲及び乙が協議して定める。

(履行遅滞の場合における遅滞金)

第10条 乙の責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は延滞金を附して委託期間を延長することができる。

2 前項の延滞金は、業務委託料に対して延長日数に応じ年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責めに帰する事由により第5条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年2.7パーセント(算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。))がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率)の割合で算定した遅延利息の支払を請求することができる。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第11条 委託業務の処理に関し、発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は甲が負担するものとし、その額は、甲及び乙が協議して定める。

(秘密の保持)

第12条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、

あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(委託業務の調査等)

第 13 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(関係書類の整備)

第 14 条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、2の委託期間満了の日から5年間保存するものとする。

(契約外の事項)

第 15 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については必要に応じて、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

乙 広島市中区鉄砲町4番1号
一般社団法人 広島県土木協会
代表者 会長 ○ ○ ○ ○

注) 3 業務委託料に記載の「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出した額とする。

⑤ 業務内容関係様式

(別紙)

積算条件書							
積算条件	(市町名)						
(1)	主要工事の概要						
(2)	設計区分						
(3)	諸経費体系						
(4)	単価適用日			令和	年	月	日
(5)	単価地区			〇〇地区			
(6)	単価適用世代			令和	年	月	日
(7)	工種区分			(〇〇)	〇	〇	工事
(8)	施工地域・施工工事場所区分						
(9)	積雪寒冷地の区分						
(10)	前払金支出割合区分(補正係数)						
(11)	契約保証の方法						
(12)	金額調整						
(13)	工区分割					(〇工区)	
(14)	その他						
・特殊工法を使用する場合、工法を記入							
・図面等に表示が無くて、積算が不可能なものの条件等							

⑥ 完 了 関 係 様 式

(様式第7号の1)

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

様

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 ○ ○ ○ ○
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)
(公 印 省 略)

次のとおり、令和 年 月 日付けで 第 号で依頼の委託業務が完了し、委託料の額が確定しました。

委託業務の名称	○ ○ 積 算 技 術 業 務
委託業務の箇所	
業 務 委 託 料	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税額¥)
履 行 期 間	着 手 令和 年 月 日 完 成 令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
摘 要	(1) 審 査 年 月 日 令和 年 月 日 (2) 審 査 員 一般社団法人広島県土木協会 △ △ △ ○ ○ ○ ○

(様式第7号の2)

業 務 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

様

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 ○ ○ ○ ○
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)
(公 印 省 略)

次のとおり、令和 年 月 日付けで契約の委託業務が完了しましたので、報告します。

委託業務の名称	○ ○ 業 務
委託業務の箇所	
業 務 委 託 料	¥ (うち取引に係る消費税及び地方消費税額¥)
履 行 期 間	着 手 令和 年 月 日 完 成 令和 年 月 日
完 了 年 月 日	令和 年 月 日
摘 要	(1) 審 査 年 月 日 令和 年 月 日 (2) 審 査 員 一般社団法人広島県土木協会 △ △ △ ○ ○ ○ ○

⑦ 請 求 關 係 樣 式

(様式第8号の1)

請 求 書

契約書照合済
出来形検査調書照合済
(令和 年 月 日検査)
検査調書照合済
(令和 年 月 日検査)

¥

(うち取引に係る消費税及び
地方消費税額¥)

ただし、令和 年 月 日付け 第 号で依頼の

〇〇積算技術業務

に対する委託料として(完了払)

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 ○ ○ ○ ○
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)

様

[内 訳]

請負金額 A	今回の出来形		前回までの 受領額 D	今回 請求額 C-D=E	残 額 A-E	備 考
	歩 合 B	金 額 C				
円	%	円	円	円	円	

(様式第8号の2)

請 求 書

契約書照合済
出来形検査調書照合済
(令和 年 月 日検査)
検査調書照合済
(令和 年 月 日検査)

¥

(うち取引に係る消費税及び
地方消費税額¥)

ただし、令和 年 月 日付けで契約の

〇 〇 業 務

に対する委託料として(完成払)

上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 〇 〇 〇 〇
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)

様

[内 訳]

請負金額 A	今回の出来形		前回までの 受領額 D	今回 請求額 C-D=E	残 額 A-E	備 考
	歩 合 B	金 額 C				
円	%	円	円	円	円	

⑧ 変更契約関係様式

(様式第9号)

令和 第 年 月 号
日

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

業務委託の(期間・内容)変更について(依頼)

令和 年 月 日付けで契約の業務を次のとおり変更したいので、異存がなければ、変更契約書に記名・押印の上、1部返送してください。

委託業務の名称 〇 〇 業 務
変更内容

- 1 業務内容の変更
別紙変更理由書(様式第9号別紙)のとおり
- 2 業務委託料の変更
変更前 〃
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〃)
変更後 〃
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 〃)
- 3 委託期間の変更
変更前 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
変更後 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(様式第9号別紙)

○ ○ 業務（期間・内容）変更理由書

変更業務内容
期間変更理由

(様式第10号)

令和 年 月 日

様

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 ○ ○ ○ ○
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)
(公 印 省 略)

業務委託の(期間・内容)変更について (回答)

令和 年 月 日付け 第 号で依頼のこのことについては、
承諾します。

業務名 : ○ ○ 業 務

担当者：(所属) _____ (職名) _____ (氏名) _____ Tel：(082) 554-1655
--

(様式第11号)

業務委託変更契約書

1 委託業務の名称 ○ ○ 業務

2 委託業務の箇所

3 路線・河川名等

4 変更事項

(1) 金額の変更

変更前 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥)

変更後 ¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥)

(2) 委託期間の変更

変更前 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

変更後 自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

(3) 業務内容の変更 ○ ○ のとおり

上記のとおり令和 年 月 日付けで締結した委託契約を変更し、その証として本書2通を作成して、甲と乙が記名・押印し、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲

乙 広島市中区鉄砲町4番1号
一般社団法人 広島県土木協会
代表者 会長 ○ ○ ○ ○

(2) 市町AMS運用業務様式

市町AMS基本協定
※利用開始時のみ必要

市町AMS年度協定
※毎年度更新が必要

① 依 賴 關 係 樣 式

(市町アセットマネジメントシステム利用依頼の例文)

令和 年 月 日

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

市町アセットマネジメントシステムの利用について (依頼)

このことについて、次のとおり利用を希望します。

- 1 システム名
市町アセットマネジメントシステム
- 2 提供開始年月
令和〇年〇月
- 3 担当部署及び担当者名
〇〇課 〇〇
TEL

市町アセットマネジメントシステムの利用に関する覚書

一般社団法人広島県土木協会を甲とし、〇〇（市・町）を乙として、甲と乙は、次のとおり市町アセットマネジメントシステムの利用に関する覚書を締結した。

（目的）

第1条 甲は、乙が管理する施設の効率的な維持管理を支援するため、乙に市町アセットマネジメントシステム（以下「市町AMS」という。）の利用を承諾する。

（利用承諾の内容）

第2条 甲は、甲が所有する市町AMSに対し、乙の管理する施設の諸元データ、点検データ、補修データ（以下「施設データ等」という。）を登録することにより、乙は、登録された施設データ等についてシステムを利用し閲覧、印刷等を行うことができる。

（著作権等）

第3条 市町AMSの著作権は、甲に帰属する。

2 施設データ等は、乙に帰属するものであり、この覚書により甲に移転するものではない。

（有効期間）

第4条 この覚書の有効期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日までとする。

2 前項の有効期間が満了する1か月前までに、甲または乙から何らの意思表示のないときは、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（利用料等）

第5条 利用料及び支払方法については、「市町アセットマネジメントシステムの利用に伴う市町利用料算定基準」に基づき各年度毎に甲から乙に通知する。

（秘密保持）

第6条 乙は、市町AMSの全部又は一部を第三者に提供し、又は利用させてはならない。但し、甲が承諾した場合はこの限りではない。

2 乙は、甲から配布されたパスワード及びID（以下「パスワード等」という。）を適切に管理するとともに第三者に漏らしてはならない。

3 甲は、施設データ等の情報を第三者に漏らしてはならない。但し、乙が承諾した場合は、この限りではない。

（解析などの制限）

第7条 乙は、第1条以外の目的で、市町AMSの全部又は一部を改変し、又は他のプログラムへの組み込みをしてはならない。

（乙の申請・報告等）

第8条 乙は、パスワード等の管理、利用端末機台数、その設置場所及びその他の秘密保持対策について、書面により甲に申請し承諾を得なければならない。

2 乙は、前項で申請した場所以外からの市町AMSの利用については禁止する。

3 乙は、市町AMSの利用に際し、事故が生じた場合には、事故の状況、原因、発生日、その他の必要な事項を遅滞なく甲に報告しなければならない。

（かし担保責任）

第9条 乙は、市町AMSにかしのあることを発見しても、甲に対し第5条の使用料等の減免を請求し、この覚書を解除し、又は損害賠償の請求をしないものとする。

2 乙は、乙の責任において市町AMSの利用を行うものとする。

(調査など)

第10条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、市町AMSの利用及びパスワード等の管理状況について調査し、若しくは乙に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は、市町AMSの利用及びパスワード等の管理について乙に指示することができる。

2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3 乙は、第1項の指示があった場合には、直ちに対策を講じるとともに、結果(途中経過の報告を含む)を甲に報告するものとする。

(解除)

第11条 甲又は乙は、相手方がこの覚書に定める義務に違反したときは、書面によりこの覚書を解除することができる。

(施設データ等の返還)

第12条 甲は、この覚書の有効期間が満了したとき又はこの覚書が解除されたときは、市町AMSに登録されている施設データ等を返還するとともに、市町AMSから削除する。

(有益費などの請求権の放棄)

第13条 乙は、市町AMSの利用のために費やした端末機器等の維持保存等の必要費、改良等の有益費、その他の費用の返還を甲に請求しないものとする。

(疑義の解決)

第14条 この覚書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、覚書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区鉄砲町4番1号
一般社団法人広島県土木協会
会長 ○ ○ ○ ○

乙
代表者

(覚書第8条関係)

令和 第 年 月 号
日

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

市町アセットマネジメントシステム利用申請 (新規・変更)

このことについて、次のとおり申請します。

- 1 端末機利用台数 (想定)
市町アセットマネジメントシステムを利用する端末機 台
- 2 設置場所
〇〇〇市町庁舎 〇〇号館 〇階 〇〇課内
- 3 秘密保持対策
パスワード・IDの管理者設置
〇〇市町情報セキュリティポリシー遵守

(様式 A 運 - 1)

令和 年 月 日

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

令和〇〇年度市町アセットマネジメントシステムの
利用について (依頼)

このことについて、次のとおり市町アセットマネジメントシステムを利用したいので、
承諾してください。

- 1 システム名
市町アセットマネジメントシステム
- 2 提供期間
令和〇〇年4月1日 ～ 令和〇〇年3月31日
- 3 利用内容

種 類	利 用	備 考
橋梁データ	有 ・ 無	橋梁
トンネル等データ	有 ・ 無	トンネル, シェッド・大型カルバート, 門型標識, 横断歩道橋

② 受諾関係様式

(様式 A 運 - 2)

令和 年 月 日

〇 〇 (市・町) 長 様
(〇〇部〇〇課)

一般社団法人広島県土木協会
会 長 〇 〇 〇 〇
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4 番 1 号)
(公 印 省 略)

令和〇〇年度市町アセットマネジメントシステムの
利用について (回答)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で依頼のこのことについては、次のとおり承諾
します。

- 1 システム名
市町アセットマネジメントシステム
- 2 提供期間
令和〇〇年 4 月 1 日 ～ 令和〇〇年 3 月 31 日
- 3 利用内容

種 類	内 容	備 考
橋梁データ	橋梁諸元・橋梁点検・橋梁補修に関する検索・閲覧・入力・出力外	橋
トンネル等データ	各施設の諸元・点検・補修に関する検索・閲覧・入力・出力外	箇所

- 4 提供の根拠
平成(令和)〇〇年〇〇月〇〇日に締結した「市町アセットマネジメントシステムの利用に関する覚書」

(様式 A 運 - 3)

令和 年 月 日

〇 〇 (市・町) 長 様
(〇〇部〇〇課)

一般社団法人広島県土木協会
会 長 〇 〇 〇 〇
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4 番 1 号)
(公 印 省 略)

令和〇〇年度市町アセットマネジメントシステムの
利用料について (通知)

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇号で依頼のこのことについては、次のとおりです。

- 1 利用料金 ¥〇〇〇, 〇〇〇-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥〇〇, 〇〇〇-)
- 2 利用期間
令和〇〇年 4 月 1 日 ~ 令和〇〇年 3 月 31 日
- 3 算定根拠
「市町アセットマネジメントシステムの利用に伴う市町利用料算定基準」

③ 完了 關係 樣 式

(様式 A 運 - 4)

施設データ管理状況報告書

令和 年 月 日

〇 〇 (市・町) 長 様
(〇〇部〇〇課)

一般社団法人広島県土木協会
会 長 〇 〇 〇 〇
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4 番 1 号)
(公 印 省 略)

令和〇〇年度市町アセットマネジメントシステムに係る施設データを次のとおり管理していますので報告します。

1 施設データの種類及び施設梁数

種 類		施 設 数	備 考
橋 梁		橋	点検登録数
トンネル等	トンネル	箇所	
	シェッド・大型カルバート	箇所	
	門型標識	箇所	
	横断歩道橋	箇所	

2 利用年度 令和〇〇年度

④ 請 求 關 係 樣 式

(様式 A 運 - 5)

令和 年 月 日

〇 〇 (市・町) 長 様
(〇〇部〇〇課)

一般社団法人広島県土木協会
会 長 〇 〇 〇 〇
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町 4 番 1 号)
(公 印 省 略)

令和〇〇年度市町アセットマネジメントシステムの
利用料の確定について (通知)

このことについては、次のとおり確定しました。

- 1 利用料金 ¥〇〇〇, 〇〇〇-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥〇〇, 〇〇〇-)
- 2 利用期間
令和〇〇年 4 月 1 日 ~ 令和〇〇年 3 月 31 日
- 3 決定根拠
「市町アセットマネジメントシステムの利用に伴う市町利用料算定基準」

市町アセットマネジメントシステム利用料金の内訳 (見 積 ・ 請 求)

種 別	数 量	単 位	利用料(円)	備 考
<input type="checkbox"/> 基本料 (橋 梁)	1	式		
<input type="checkbox"/> 基本料 (トンネル等) ※	1	式		トンネル, シェッド・大型カルバート, 門型標識, 横断歩道橋
<input type="checkbox"/> 橋梁使用料 (△～△橋)	1	式		
計				
取引に係る消費税及び地方消費税額				
合 計 (利 用 料 金)				

※ 基本料 (トンネル等) には, トンネル等使用料を含む。

(様式 A 運 - 6)

請 求 書

¥〇〇〇, 〇〇〇-

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥〇〇, 〇〇〇-)

令和〇〇年度市町アセットマネジメントシステムの利用料を上記のとおり請求
します

令和 年 月 日

一般社団法人広島県土木協会
会 長 〇 〇 〇 〇
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)

〇 〇 (市・町) 長 様
(〇〇部〇〇課)

振込先 : 〇〇銀行 〇〇支店
(普通預金) No. 〇〇〇〇〇〇

市町アセットマネジメントシステムの利用に伴う市町利用料算定基準

(一社) 広島県土木協会が運用する「市町アセットマネジメントシステム」の利用料については、基本料に表-1 橋梁使用料算定表に応じた使用金額とし、必要に応じて利用オプション料を加えた金額とする。

市町AMS利用料 = 基本料 + 橋梁使用料

(この利用料に取引に係る消費税及び地方消費税額を加えた金額)

1 基本料

・基本料 (橋 梁)	120,000 円	(年額, 税抜)
・基本料 (トンネル等)	80,000 円	(年額, 税抜)

※1 利用する施設の合計額とする。

※2 トンネル等とは、トンネル、シェッド・大型カルバート、門型標識、横断歩道橋とする。

2 橋梁使用料

表-1 橋梁データ登録数に応じた使用料 (単位: 円/年, 税抜)

橋 梁 数	数 量	単 位	使 用 料(円)
<input type="checkbox"/> 1～ 250 橋	1	式	50,000
<input type="checkbox"/> 251～ 500 橋	1	式	100,000
<input type="checkbox"/> 501～ 750 橋	1	式	150,000
<input type="checkbox"/> 751～1000 橋	1	式	200,000
<input type="checkbox"/> 1001～1250 橋	1	式	250,000
<input type="checkbox"/> 1251～1500 橋	1	式	300,000
<input type="checkbox"/> 1501～1750 橋	1	式	350,000
<input type="checkbox"/> 1751～2000 橋	1	式	400,000
<input type="checkbox"/> 2001～2250 橋	1	式	450,000
<input type="checkbox"/> 2251～2500 橋	1	式	500,000
<input type="checkbox"/> 2501～2750 橋	1	式	550,000
<input type="checkbox"/> 2751～3000 橋	1	式	600,000
<input type="checkbox"/> 3001 橋～	1	式	650,000

※1 橋梁数とは、市町AMSに点検登録済(登録中)の橋梁数である。

(例: 1つの橋梁に対し、複数回の点検結果や補修結果のデータ登録も含む。)

※2 トンネル等の使用料は、基本料(トンネル等)に含むものとする。

3 利用料の支払

(一社) 広島県土木協会から請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

(3) 積算システム市町共同利用サービス 提供業務様式

積算システム市町共同利用サービス基本協定
※利用開始時のみ必要

積算システム市町共同利用サービス年度協定
※毎年度更新が必要

① 依 頼 関 係 様 式

(システム等提供依頼の例文) (規約第 1 1 条関係)

令和 第 年 月 日

一般社団法人広島県土木協会
会 長 ○○ ○○ 様

○ ○ (市・町) 長
(公 印 省 略)

積算システム市町共同利用サービスの提供について (依頼)

このことについて、次のとおり提供を希望します。

- 1 提供希望サービス
 - ・積算システム市町共同利用サービス
 - ・土木基準単価データ, 土木施工単価データ及び制御・名称データ

- 2 提供開始年月日
令和○○年○月○日

積算システム市町共同利用サービスの提供並びに積算システム市町共同利用サービスに係る基準データ等の提供及び利用に関する覚書

一般社団法人広島県土木協会を甲とし、〇〇（市・町）を乙として、甲と乙は、次のとおり積算システム市町共同利用サービスの提供並びに積算システム市町共同利用サービスに係る基準データ等の提供及びその利用に関する覚書を締結した。

（目的）

第1条 甲は、積算システム市町共同利用サービス及び積算システム市町共同利用サービスに係る基準データ等（以下「システム等」という。）を乙に提供する。このことにより乙の積算事務の円滑で効率的な執行を図ることを目的とする。

（システム等）

第2条 甲が乙に提供するシステム等は、次のとおりとする。

- 一 積算システム市町共同利用サービス
- 二 土木基準単価データ、土木施工単価データ及び制御・名称データ

（有効期間）

第3条 この覚書の有効期間は、令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年3月31日までとする。

2 前項の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（使用料等）

第4条 使用料等の額及び支払方法については、「積算システム市町共同利用サービス提供及び積算システム市町共同利用サービスに係る基準データ等の提供に伴う市町負担金算定基準」に基づき各年度毎に甲乙協議により定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 乙は、システム等の全部又は一部を第三者に提供し、又は利用させてはならない。

2 乙は、システム等に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

3 乙は、システム等を利用する端末機の設置場所を外部と遮断するなどの対策を講じて機密を保持しなければならない。

（利用規約の遵守）

第6条 乙は、システム等を利用するに当たり、別途規定する「積算システム市町共同利用サービス提供規約」を遵守しなければならない。

（解析などの制限）

第7条 乙は、第1条以外の目的で、次のことをしてはならない。

- 一 システム等の全部又は一部を複製及び解析すること。
- 二 システム等の全部又は一部を改変し、又は他のプログラムへの組み込みを行うこと。

（乙の申請・報告等）

第8条 乙は、システム等の管理、利用端末機台数、その設置場所及び第5条第3項の秘密保持対策について、書面により甲に申請し承諾を得なければならない。

2 乙は、システム等の利用に際し事故が生じた場合には、事故の状況・原因・発生日、乙の対応状況その他の必要な事項を遅滞なく甲に報告しなければならない。

（問い合わせなどの制限）

第9条 乙は、システム等についての問い合わせ、意見、要望などについては甲に行うものとする。

(かし担保責任)

第10条 乙は、システム等にかしのあることを発見しても、甲に対し第4条の使用料等の減免を請求し、この覚書を解除し、又は損害賠償の請求をしないものとする。

2 乙は、乙の責任においてシステム等の利用を行うものとする。

(調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、システム等の利用及び管理の状況について調査し、若しくは乙に対して報告若しくは資料の提出を求め、又はシステム等の利用及び管理について乙に指示することができる。

2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3 乙は、第1項の指示があった場合には、直ちに対策を講じるとともに、結果(途中経過の報告を含む)を甲に報告するものとする。

(解除)

第12条 甲又は乙は、相手方がこの覚書に定める義務に違反したときは、書面によりこの覚書を解除することができる。

(システム等の返還)

第13条 乙は、この覚書の有効期間が満了したとき又はこの覚書が解除されたときは、甲の指定する期日までに、その指定場所において、乙の利用していたシステム等を甲に返還しなければならない。この場合において、返還に係る一切の経費は、乙の負担とする。

(有益費などの請求権の放棄)

第14条 乙は、システム等の利用のために費やした維持保存等の必要費、改良等の有益費その他の費用の返還を甲に請求しないものとする。

(疑義の解決)

第15条 この覚書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、覚書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則 令和〇〇年〇〇月〇〇日に締結した「土木設計積算システムに係る基準データ等の提供及び利用に関する覚書」は、本覚書締結に伴い破棄する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 広島市中区鉄砲町4番1号
一般社団法人広島県土木協会
会 長 〇〇 〇〇

乙 住 所
代表者

(様式) (覚書第8条関係)

令和 第 年 月 日
第 号

一般社団法人広島県土木協会
会 長 ○○ ○○ 様

○ ○ (市・町) 長
(公 印 省 略)

積算端末機設置台数及び設置場所等の申請 (当初・変更)

このことについて、次のとおり申請します。

- 1 積算端末機設置台数
システム等の利用端末機 ○○台
- 2 積算端末器設置場所
○○○市町○○庁舎○○号館 ○階
(別紙図面のとおり)
- 3 データの秘密保持対策
○○○○

【参考】

データの秘密保持について

各自治団体及びシステムにおける秘密保持対策を、できるだけ具体的に記載してください。

- (対策例) ○積算のID及びパスワード管理方法
○積算端末の管理方法 など

(様式積-1)

令和 年 月 日
第 号

一般社団法人広島県土木協会
会 長 ○○ ○○ 様

○ ○ (市・町) 長
(公 印 省 略)

令和○○年度 積算システム市町共同利用サービスの提供について (依頼)

このことについて、次のとおりシステム等の提供を受けたいので、承諾してください。

1 利用の種別

利用の種別	数 量
積算システム (土木・農業・森林システム)	○○ライセンス
土木基準単価データ, 土木施工単価データ及び制御・名称データ	1 団体

※ライセンス数は、当該年度の契約最大ライセンス数を記入してください。

2 ライセンス数

この依頼によって、ライセンス数量は当該年度の契約ライセンス数とし、当該年度途中での減数をしないものとする。

3 提供期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 提供の根拠

令和 年 月 日に締結した「積算システム市町共同利用サービスの提供並びに積算システム市町共同利用サービスに係る基準データ等の提供及び利用に関する覚書」

② 受諾関係様式

(様式積-2)

令和 年 月 日

様

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 ○○ ○○
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)
(公 印 省 略)

令和〇〇年度 積算システム市町共同利用サービスの提供について (回答)

令和 年 月 日付け, 第 号で依頼のこのことについては, 次のとおり承諾します。

1 利用の種別

利用の種別	数 量
積算システム (土木・農業・森林システム)	〇〇ライセンス
土木基準単価データ, 土木施工単価データ及び制御・名称データ	1 団体

2 ライセンス数

この依頼によって, ライセンス数量は当該年度の契約ライセンス数とし, 当該年度途中での減数をしないものとする。

3 提供期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 提供の根拠

令和 年 月 日に締結した「積算システム市町共同利用サービスの提供並びに積算システム市町共同利用サービスに係る基準データ等の提供及び利用に関する覚書」

様

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 ○○ ○○
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)
(公 印 省 略)

令和〇〇年度 積算システム市町共同利用サービス等の
提供に係る負担金の額について (通知)

令和 年 月 日付け, 第 号で依頼のこのことについては, 次のとおり
です。

1 負担金の額 ¥ _____
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥ _____)

2 利用の種別及び数量並びに金額

利用の種別	数量	負担金額(円)
積算システム (土木・農業・森林システム)	1 式	
土木基準単価データ, 土木施工単価データ及び制御・名称データ	1 式	
計		
取引に係る消費税及び地方消費税額		
合 計 (負 担 金 額)		

3 支払い計画 (税込み)

支払い月	数量	単位	単価	金額 (税抜)	備 考
令和〇年 4 月		ライセンス			ライセンス料金
〃 5 月		ライセンス			〃
〃 6 月		ライセンス			〃
〃 7 月		ライセンス			〃
〃 8 月		ライセンス			〃
〃 9 月		ライセンス			〃
〃 10 月		ライセンス			〃
〃 11 月		ライセンス			〃
〃 12 月		ライセンス			〃
令和〇年 1 月		ライセンス			〃
〃 2 月		ライセンス			〃
〃 3 月		ライセンス			〃
		団体			土木データ料料金
合 計					

4 提供期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

5 算定根拠

「積算システム等の提供に伴う市町負担金算定基準」

注意 土木データ料金は, 土木積算データを利用される場合の年額料金 (税抜き) です。
農業データが必要な場合上記は, 別途利用料が発生します。

③ 請 求 關 係 樣 式

(様式積一5)(規約第26条関係)

請 求 書

¥

_____)
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥

令和〇〇年(〇月分)積算システム市町共同利用サービス等の負担金を上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

広島市中区鉄砲町4番1号
一般社団法人広島県土木協会
会 長 〇〇 〇〇

様

振込先： 〇〇銀行 〇〇支店
(普通預金) No. 〇〇〇〇〇〇

積算システム市町共同利用サービス等の提供に伴う市町負担金算定基準

【負担金の基準額】

負担金は、表-1「市町負担金算定表」に基づき算出した金額とする。

表-1 市町負担金算定表

利用の種別	数量	負担金額	備考
積算システム (土木・農業・森林システム)	1 ライセンス	26,000円/月	
土木基準単価データ, 土木施工単価データ及び 制御・名称データ (データ負担金)	1 団体	960,000円/年	
建設副産物等処理費比較システム	1 式	別途見積による	

- 注意事項
1. 本表は税抜額であり、これに消費税相当額を加えた金額が請求額です。消費税率改定の場合の負担額は、月割計算により算出します。
 2. 年度途中の契約又は契約解除の場合の負担額は、月割計算により算出します。
 3. 「積算システム」(ライセンス)の負担金は、毎月払いです。
 4. 「土木基準単価データ、土木施工単価データ及び制御・名称データ」の負担金は、年度末払いです。
 5. 積算システムの利用には、土木、農業、森林のシステム毎の申し込みが必要です。
 6. 土木積算システムは(一社)広島県土木協会、農業積算システムは広島県土地改良事業団体連合会、森林積算システムは(一社)広島県森林協会へそれぞれ利用の申し込みを行ってください。
 7. 積算システムを利用する場合の負担金額は、「積算システム」(土木・農業・森林システム)及びデータ負担金とのセットです。
 8. 負担金額は、「積算システム」の負担金及び「土木基準単価データ、土木施工単価データ及び制御・名称データ」の負担金を合計した額です。
 9. 「積算システム」の負担金額は、ライセンス数×単価×利用月数です。
 10. ライセンス数は積算システムにおいて、システムサーバーと利用端末との最大同時接続可能数です。必要数の申し込みをしてください。
 11. 「土木基準単価データ、土木施工単価データ及び制御・名称データ」の負担金額は、土木積算システムのみデータです。
 12. 農業積算システムを使用する場合場合は、別途、データ使用料金が発生します。広島県土地改良事業団体連合会にご相談ください。
 13. 森林積算システムを使用する場合は、別途、データ使用料金が発生します。(一社)広島県森林協会にご確認ください。
 14. 農業・森林積算システムを使用する場合には、別途、データの著作権料が発生する場合があります。上記団体へお問い合わせください。

④ 規 約 関 係

積算システム市町共同利用
サービス提供規約

第六版

令和4年4月1日
一般社団法人 広島県土木協会

第1章 総則

(目的)

第1条 一般社団法人広島県土木協会（以下「当協会」という。）は、広島県内市町等を対象として、この「積算システム市町共同利用サービス提供規約」（以下「本規約」という。）に定める条件に従い、広島県内市町等に対し、「積算システム市町共同利用サービス」（以下「本システム」という。）を提供する。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、市町等と当協会との間の本サービスに関する一切の關係に適用する。市町等は、この規約を確認し、同意した上で利用を申込みものとし、市町等は、本規約に則って本サービスを利用するものとする。

(用語の定義)

第3条 本規約において次の各号の用語は、それぞれ次の意味で利用する。

- (1)「本サービス」とは、当協会が市町等を対象として、市町等にインターネット又はL G W A Nを介し、第13条で規定する内容を本システムにて提供することという。
- (2)「市町等」とは、本規約に基づき、当協会との間で覚書の締結を行い、本サービスを受ける者をいう。
- (3)「覚書」とは、当協会と市町等との間に締結される本サービスの提供に関する覚書をいう。
- (4)「覚書等」とは、覚書と本規約をいう。
- (5)「市町等設備」とは、本サービスを受けるために市町等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア、並びに市町等が本サービスにアクセスするために電子通信事業者より借り受ける電気通信回線をいう。
- (6)「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するために当協会が設置又は利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器又はソフトウェアをいう。
- (7)「ユーザID」とは、市町等とその他の者を識別するために用いられる英字・数字等による符号をいう。
- (8)「パスワード」とは、ユーザIDと組み合わせて、市町等とその他の者を識別するために用いられる英字・数字等による符号をいう。

(通知)

第4条 当協会から市町等への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当協会所定のホームページへの掲載など、当協会が適当と判断する方法により行う。

2 前項の規定に基づき、当協会から市町等への通知を電子メールの発信又は当協会所定のホームページへの掲載の方法により行う場合には、市町等に対する当該通知は、それぞれ電子メールの発信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとする。

(規約の変更)

第5条 当協会は、市町等の承諾を得ることなく、本規約を変更することがある。当該変更内容（本サービスの内容の変更、その他の提供条件を含む。）は、第4条に基づき通知された時から効力を生じるものとする。

(第三者への委託)

第6条 当協会は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当協会の判断にて第三者に委託することができるものとする。この場合、当協会は、当該委託先（以下「委託先」とう。）に対し、当協会と同等の義務を負わせることにより、第30条に規定する秘密情報の開示及び個人情報の取扱を委託することができるものとする。

(権利の譲渡)

第7条 市町等は、利用上の権利及び義務の全部又は一部を、事前に当協会の承諾を得ることなく第三者に譲渡し、又は担保に供しないものとする。

(管轄裁判所)

第8条 市町等と当協会との間の紛争の解決については、広島地方裁判所又は広島簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第9条 覚書等の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とする。

(協議等)

第10条 覚書等に規定のない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は、両者誠意を持って協議の上解決することとする。

第2章 覚書の締結等

(覚書の成立)

第11条 本サービスの利用を希望する市町等は、本規約の内容を了承した上で、書面により、当協会に依頼するものとする。

2 当協会は、前項の依頼を受けた場合、必要項目記載を確認の上、本サービスの利用について書面により市町等に通知する。

3 当協会と市町等は、当協会が前項の通知を行った後、「積算システム市町共同利用サービスの提供並びに積算システム市町共同利用サービスに係る基準データ等の提供及び利用に関する覚書」を締結する。

この覚書に、記名、捺印された時点で、当協会と市町等の覚書は成立したものとする。

(システム利用期間)

第12条 本サービスの利用期間は、当協会が「覚書」にて市町等と締結した「期間」とする。

第3章 サービス

(本サービスの内容)

第13条 当協会が本利用規約で提供する本サービスは、広島県の制定した積算基準に基づくシステムとする。

2 本サービス利用時間については、別表1に定める。

- 3 本サービスの仕様は、管理上の必要から変更する場合がある。仕様の変更を行った場合は、当協会が適当と判断する方法により市町等に通知するものとする。

(ユーザID及びパスワードの通知)

- 第14条 第11条における覚書締結後、当協会は、当該覚書に対応したユーザID及びパスワードの設定を遅滞なく行い、利用開始日までにユーザID及びパスワードを第4条に基づき市町等に通知するものとする。
- 2 前項に定める場合のほか、市町等が第17条第1項に基づき変更を届け出た場合であって、新たにユーザID及びパスワードの設定が必要となる場合は、当協会は遅滞なく新たなユーザID及びパスワードの設定を行い、第4条に基づき市町等に通知するものとする。

(ユーザID及びパスワードの管理)

- 第15条 市町等は、市町等に提供されたユーザID、パスワード等（以下「パスワード等」と総称する。）を自己の責任において管理するものとする。
- 2 パスワード等の管理及び利用は市町等の責任とし、利用上の過誤又は第三者による不正利用等については、当協会は一切その責を負わないものとする。
 - 3 市町等は、パスワード等の盗難又は不正利用の事実を知った場合、その旨を直ちに当協会に連絡するものとし、当協会から指示があるときはその指示に従うものとする。
 - 4 市町等からのパスワード等の問合せに対しては、当協会は、当協会所定の方法により本人確認を行った上で、当協会所定の方法で回答する。
 - 5 本サービスのセキュリティ向上のため、当協会がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとする。

(第三者の利用禁止)

- 第16条 市町等は、本サービスの利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとし、第三者に本サービスを利用させてはならないものとする。

(変更届出)

- 第17条 市町等が覚書締結時又は覚書締結後に当協会に届け出た内容に変更が生じた場合、契約者は、遅滞なくその旨を届け出るものとし、当協会は当該届出の内容に従って本サービスにおける情報を変更するものとする。
- 2 前項の届出の懈怠、又は当該届出の内容に起因し市町等が不利益を被ったとしても、当協会は、一切その責任を負わないものとする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、当協会は、届出のあった変更内容を審査し、不適切と判断した場合は、当該届出を市町等に差し戻すことができるものとする。
 - 4 当協会は、市町等から案件に関する情報の変更の通知を受けた場合は、市町等への通知又は市町等の承諾を要することなく、当該情報を更新することができるものとする。

(本サービスの提供停止)

- 第18条 当協会は、他の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には本サービスの提供の全部又は一部を停止することができるものとする。
- (1) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致命的な伝染病の流行を含む天災地変（以下「天災地変」という。）その他の不可抗力、又は第三者による加害行為（サイバーテロなど）によりサー

ビスの定期利用が不能となったとき。

(2) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき。

(3) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき。

2 当協会は、市町等につき次の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止できるものとする。

(1) 市町等が負担金の支払いを遅滞したとき。

(2) 市町等が利用契約の各条項に違反したとき。

(3) 前二号のほか、市町等の責に帰すべき事由により当協会の業務に著しい支障を来し、又はそのおそれがあるとき。

3 前2項の場合、当協会は、市町等に対して、事前にサービスの提供を停止する日及び停止する理由を第4条に基づき通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由による場合は、事後の通知をもって足りるものとする。

(サービスの再開)

第19条 本規約に基づき当協会が本サービスを停止した場合であって、当該停止の原因事由が解消したと当協会が判断した場合は、当協会は遅滞なく本サービスの提供を再開するものとする。

(市町等による覚書の解除)

第20条 市町等は、覚書を解除しようとするときは、解除しようとする日の一か月前までに、当協会所定の書式により、その旨を当協会に通知するものとする。

(当協会による覚書の解除)

第21条 第18条第1項の規定により当協会が本サービスの提供を停止した場合であって、同条項各号の事由が解消しないことを理由として本サービスの再開が困難であると当協会が判断したときは、当協会は覚書の全部又は一部を解除することができる。

2 当協会は、市町等が、本サービスの負担金について、支払い期日を2ヶ月間経過してもなお支払わないときは、覚書を解除することができる。

3 当協会は、市町等が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに覚書の全部又は一部を解除することができる。

(1) 覚書等の規定に違反し、当協会が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず係る違反を是正しないとき。

(2) 信用状態に重大な変化が生じたとき。

(3) その他財務状態の悪化又はその恐れが認められる相当の事由が生じたとき。

4 当協会は、第12条における覚書の期間が終了した場合、市町等に対し第4条に基づく通知の上、本サービスの提供停止及び覚書の解除を行うことができる。

(利用契約終了後の処理)

第22条 当協会は、理由の如何を問わず、覚書が終了した場合は、次の対応を行うものとする。

(1) 本サービスを使用して市町が作成した積算情報については、消去するものとする。

(2) パスワード等は、覚書終了月の翌月初めに無効とする。

(バックアップ)

第23条 本サービスは、システムの運用・維持のため、必要なバックアップを行う。このバックアップは、システムの障害等が発生した場合のシステム復旧のみに利用するものとする。

(監査)

第24条 当協会は、本サービス用設備を収納する施設への立入監査には応じないものとする。

(サービスの廃止)

第25条 当協会は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがある。この場合、当協会は市町等に対し、廃止の6ヶ月前までに第4条に基づきその旨を契約者に通知するものとする。

第4章 負担金

(負担金)

第26条 市町等は、第11条における覚書締結後、当協会が別途定める金額を、指定する銀行口座に振込むことにより負担金を支払うものとする。

2 市町等は、当協会からの請求書を受領した日から2週間までに（以下「支払期日」という。）までに、負担金に対し消費税法及び地方消費税法所定の税率を乗じて算出された消費税等（以下「消費税等」と総称する。）を負担金とともに銀行振込の方法により当協会に支払うものとする。なお、当該負担金等の振込に係る費用は、市町等の負担とする。また、将来において消費税等相当額の税率が変更された場合、負担金に係る消費税等相当額は、当該変更後の税率に基づき増額又は減額する。

3 負担金及び消費税等の支払が申込み後支払期日になされない場合には、当協会は、市町等に対し、支払期日の翌日から完済の日までの日数に年14.6%の割合で計算した遅延損害金を請求できるものとする。

4 負担金は、いかなる場合においても市町等に返還されないものとする。

第5章 市町等の義務等

(本サービス利用のための設備設定・維持)

第27条 市町等は、自己の費用と責任において、当協会が定める条件にて市町等設備を設定し、維持するものとする。

2 市町等は、本サービスを利用するに当たり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して市町等設備をインターネット又はL G W A Nに接続するものとする。

3 市町等が設置するコンピュータについては、別表2を満たす仕様とする。

4 契約者設備、前項に定めるインターネット又はL G W A N接続及び本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当協会は市町等に対して本サービスの提供の義務を負わないものとする。

(禁止事項)

第28条 市町等は、本サービスの利用に関し、以下の行為を行わないものとする。

- (1) 第三者の著作権・商標権などの知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 第三者の財産・プライバシー又は肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (3) 第三者を差別し、若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 本サービスなどにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (5) 第三者になりすまして本サービスなどを利用する行為
- (6) ウイルスなどの有害なコンピュータプログラムなどを発信又は掲載する行為
- (7) 第三者の設備など及びインターネットまたはL G W A N接続サービス用設備の利用若しくは運用に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為
- (8) 法令、条例などに違反する行為または公序良俗に反する行為（売春の斡旋、暴力、残虐行為など）
- (9) 本サービスの利用を通じて知り得た情報を、本システムと競合する可能性のあるシステムの企画、設計、開発等の目的に利用する行為
- (10) 前各号のほか、契約者等又は当協会が本サービスの利用に不相当と判断した行為

2 当協会は、市町等が前項各号に該当した場合、当該行為を中止するよう市町等へ要求できるものとし、市町等がこれに応じない場合には、本サービスの提供を停止することができるものとする。ただし、違法性又は有害性が高いものと当協会が信じるに足りる相当の理由がある場合（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第3条に基づき当協会が損害賠償責任を負う可能性がある場合を含むがこれらに限定されない。）においては、当協会は事前の要求を行うことなく一時的に本サービスの提供を停止することができるものとする。

3 当協会は、前項の場合、市町等と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部又は一部を削除することができるものとする。ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実に発生していること又はその蓋然性が大きいことその他当協会が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合においては、当協会は事前の協議を行うことなく当該情報の削除を行うことができるものとする。

4 当協会は、パスワード等が不正に利用された旨の通知を受けた場合は、市町等と協議の上パスワード等の変更などの必要な措置を講じるものとする。

5 前三項の場合、市町等に損害が発生しても当協会は何らの責任も負担しないものとする。

第6章 当協会の義務等

(本サービス用設備の障害等)

第29条 当協会は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、市町等にその旨を第4条に基づき通知を行うものとする。

2 当協会は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理又は復旧を行うものとする。当協会は、当該修理又は復旧を行うために必要と判断した場合は、本サービスの提供を停止することができるものとする。

3 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、当協会は遅滞なく市町等に通知を行うものとする。

第7章 秘密情報等の扱い

(秘密保持及び個人情報保護)

第30条 当協会は、本サービスに関わり取得する市町等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定、及びその他の関連法令を遵守し適切に保護するものとする。

2 市町等及び当協会は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨をあらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示又は漏洩しないものとする。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではない。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

3 市町等が本サービスを利用する場合は、当協会から提供を受けた個人情報を本サービスの利用目的以外に利用してはならず、かつ第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。

第8章 損害賠償等

(責任の制限)

第31条 当協会は、市町等から本システムに不具合がある旨の書面又は電子メールによる通知を受けた場合には、当該不具合を解消するための合理的な努力を行うものとする。

2 本サービスの対象となる管理等については、すべて市町等の責任において行われるものとする。当協会は、前項に定める責任及び当協会の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用結果についていかなる保証を行うものではなく、何らの責任も負わないものとする。

3 当協会が覚書等に基づき損害賠償の責任を負う場合には、契約者が現実に被った直接損害に限られるものとし、かつ、その上限は実際に支払われた負担金相当額とする。当協会は、いかなる場合も、当協会の責に帰することができない事由から生じた損害並びに予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、間接損害、拡大損害及び逸失利益について、賠償責任を負わないものとする。

(免責)

第32条 当協会は、以下の事由により市町等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとする。

- (1) 第15条におけるパスワード等不正利用に起因して発生した損害
- (2) 第17条第4項に基づく市町等の情報の更新により発生した損害
- (3) 第18条に基づく本サービスの提供停止により発生した損害
- (4) 第23条における登録データの変質、消失、毀損等により発生した損害
- (5) 第27条における市町等設備に起因して発生した損害
- (6) 市町等が第29条に違反したことに起因して発生した損害
- (7) 市町等設備の障害及び本サービス用設備までの接続サービスの不具合、その他の接続環境の障害

- (8) 不正アクセス, 盗聴, なりすまし, サービス妨害攻撃, コンピュータウイルス・ボットなどの攻撃に対する, 未知の脆弱性に起因して発生した損害
 - (9) 当協会が定める手順・セキュリティ手段などを契約者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (10) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第218条(令状による差押え・搜索・検証), 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成11年法律第137号)の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分により発生した損害
 - (11) その他当協会の責に帰すべからざる事由
- 2 当協会は, 契約者等が本サービスを利用することにより契約者等と第三者との間で生じた紛争などについて一切責任を負わないものとし, 契約者は当該紛争により当協会に損害を及ぼさないものとする。
- 3 当協会は, 本サービスの利用に関する市町等のいかなる請求に対しても, その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は, 当該請求に応じないものとする。

別表1 サービス運用時間

システム利用時間	○午前7時から午後11時30分まで 但し、以下の時間帯を除く 1 年末年始(毎年12月29日から翌年1月3日まで)
問い合わせ時間	○午前9時から午後5時まで 但し、以下の時間帯を除く 1 年末年始(毎年12月29日から翌年1月3日まで) 2 土曜日・日曜日・祝日 時間帯については、午前9時から午後5時までを基本とし、問い合わせをメールまたは電話等で受け付ける。 時間外に受け付けた内容に関しては翌営業日に受け付ける。

※システム利用時間は、システム改修等により変更になることがある。

別表2 コンピュータに関する仕様(2020年1月時点)

CPU	Core i3 以上
メモリ	4GB 以上
解像度	SXGA(1280*1024) 以上
OS	Windows 8.1 professional Windows 10 professional
ブラウザ	Internet Explorer 11
その他ソフト	EXCEL 2010 EXCEL 2013 EXCEL 2016
	Adobe Reader 9 Adobe Reader 10 Adobe Reader 11

※サポート期間は各ソフトウェア提供元のフルサポート期間終了までとする。

積算システム(共同利用版)の提供環境について

積算システムに関しては、以下に示す内容に基づき提供するものとする。

1. システム構築にあたっての前提条件

1.1. 利用団体

本システムを利用する団体は広島県下市町及び、本協会を含む外郭団体を前提とした環境を提供する。

1.2. ネットワーク環境

広島県下市町向にはインターネット又は LGWAN から利用できる環境を、外郭団体に関してはインターネットから利用できる環境を提供する。(インターネット利用を推奨)なお、インターネットからの利用は、特定の利用団体からのみ接続できるよう IP アドレスを限定した環境を提供する。

1.3. システム自動切断に関する事項

無操作の状態が 1 時間以上続いた場合は、システムを自動的に切断、終了するものとする。(接続直前の編集内容については、保証出来かねるため、長時間の離席前には利用者側で必ず保存操作を行う必要がある。)

1.4. クライアント動作環境

利用するクライアントの動作環境については、現時点で以下の環境を前提とする。

CPU	Core i3 以上
メモリ	4GB 以上
解像度	SXGA(1280*1024) 以上
OS	Windows 8.1 professional Windows 10 professional
ブラウザ	Internet Explorer 11
その他ソフト	EXCEL 2010 EXCEL 2013 EXCEL 2016
	Adobe Reader 9 Adobe Reader 10 Adobe Reader 11

※サポート期間は各ソフトウェア提供元のフルサポート期間終了までとする。

1.5. 運用時間について

システムが利用できる時間帯および問い合わせ時間帯については、次のとおりとする。

システム利用時間	○午前7時から午後11時30分まで 但し、以下の時間帯を除く 1. 年末年始(毎年12月29日から翌年1月3日まで)
問い合わせ時間	○午前9時から午後5時まで 但し、以下の時間帯を除く 1. 年末年始(毎年12月29日から翌年1月3日まで) 2. 土曜日、日曜日、祝日 時間帯については、午前9時から午後5時までを基本とし、問い合わせをメールまたは電話等で受け付ける。 時間外に受け付けた内容に関しては翌営業日に受け付ける。

※システム利用時間は、システム改修等により変更になることがある。

※定期または緊急のシステムメンテナンスに伴い、システムが一定時間利用できない場合は、別途通知するものとする。

2. システム業務環境について

積算システムを導入するにあたり、以下の要件を満たしたパッケージを導入する。

2.1. 提供システムに関する事項

ア. 以下の積算システムを構築する。

アプリケーション	サブシステム
積算システム	土木積算システム
	農業積算システム
	森林積算システム

2.2. 対象諸経費に関する事項

ア. 以下の適用基準に対応したシステムを構築する。

1) 土木積算システム

諸経費体系	基準書, 参考図書
公共 (一般)	○土木工事標準積算基準書 (共通編, 道路編, 河川編) ○公園緑地工事標準歩掛 ○空港請負工事積算基準 ○下水道用設計標準歩掛表 (※ポンプ場・処理場(電気設備編, 機械設備編, 建築・建築設備編)を除く)
下水道機械設備	○下水道用設計標準歩掛表 ポンプ場・処理場(機械設備編)
下水道電気設備	○下水道用設計標準歩掛表 ポンプ場・処理場(電気設備編)
下水道維持管理	○下水道施設維持管理積算要領(管路施設編) ○下水道用設計積算要領管路施設(管きょ更生工法)編
委託	○土木設計業務等標準積算基準書 ○工損調査等業務費積算基準 ○用地調査等業務積算基準
工業用	
水道	○水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表
港湾委託	○港湾請負工事積算基準
電気通信 (一般)	○土木工事標準積算基準書(電気通信編)
機械設備	○土木工事標準積算基準書(機械設備編)
機械設備点検整備	○土木工事標準積算基準書(機械設備編)
電通[保守]	○電気通信施設保守業務積算基準(案)
公共(港湾)	○港湾請負工事積算基準

2) 農業積算システム

諸経費体系	基準書, 参考図書
公共	○土地改良工事積算基準(土木工事)
委託	○土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)
施設	○土地改良工事積算基準(施設機械)
集排	○農業集落排水施設標準積算指針
電気設備	○土地改良工事積算基準(施設機械) 第5 電気通信設備工事

3) 森林積算システム

諸経費体系	基準書, 参考図書
公共	○治山林道必携 積算・施工編 ○自然公園等工事積算基準(自然公園編)

2.3. システム要件機能に関する事項

- (a) 新規設計書作成，変更設計書作成，出来形設計書作成，試算設計書作成機能を提供する。

2.4. 計算機能に関する事項

- (a) 広島県土木協会及び広島県土地改良事業団体連合会並びに広島県森林協会が提供する歩掛・単価等データを用い，広島県の基準に基づき算出を行なう。
- (b) 時間外補正や端数処理，諸経費の補正等の計算機能を有する。

2.5. 印刷機能に関する事項

ア. 帳票形式については広島県が採用しているレイアウトを採用する。また，帳票に出力される条件，規格等の情報レベルに関しても広島県と同じ内容とする。

イ. 次の帳票を対象とし出力する。なお，広島県が帳票を追加，変更する場合は，準じて対応するものとする。

- 1) 設計書表紙
- 2) 総括情報表
- 3) 工事数量総括表
- 4) 工事内訳表
- 5) 施工内訳表
- 6) 諸経費計算表

ウ. 帳票の印刷形式については以下の中から選択できる。なお，広島県が印刷形式を追加，変更する場合は，準じて対応するものとする。

- 1) 金入設計書
- 2) 金抜設計書
- 3) 金入り一段書き
- 4) 金抜き一段書き
- 5) 工事数量総括表
- 6) 積算内訳書(公表用)

2.6. プリンタ出力

システムで作成した帳票は，PDF 出力のみのサポートとする。

2.7. 出力機能に関する事項

ア. システムで作成した帳票は，以下のファイルについてダウンロードを可能とする。但し，ダウンロードする場合は利用端末にて office や Acrobat Reader 等のソフトがインストールされている必要がある(1.4 クライアント動作環境参照)。

- 1) PDF 出力
- 2) EXCEL 出力 暫定措置

2.8. 単価データに関する事項

- ア. 提供する単価データは、土木積算においては広島県から提供される単価及び歩掛を範囲とする。農業積算においては広島県土地改良事業団体連合会から提供される単価及び歩掛を範囲とする。森林積算においては広島県森林協会から提供される単価及び歩掛を範囲とする。
- イ. 広島県及び広島県土地改良事業団体連合会並びに広島県森林協会から提供されるデータを適用できる環境を構築する。
- ウ. 毎年改訂する歩掛単価データを環境に適用できる環境を構築する。
- エ. 基礎単価、歩掛データ共に複数年度データベースに格納し、利用できる環境とする。
- オ. 提供する単価データのほか、設計書毎にユーザ定義の独自単価および歩掛データの作成を可能とする。

2.9. 歩掛コードに関する事項

基準書等に掲載されている全ての歩掛がコード化されているわけではありません。

2.10. 設計書のアクセス制限に関する事項

- ア. 設計書は団体別にフォルダを作成し、一元管理を行う。
- イ. 団体別フォルダ内には、利用者の設計書を管理するが、利用者単位にセキュリティを設定することで、他人が参照および編集できない環境とする。
- ウ. 団体別フォルダ内には、職員間で設計書の共有を行うための共有フォルダを作成する。団体別フォルダ及び共有フォルダは、他団体からは参照できない。

3. 積算システム機能一覧

機能名		機能概要		
積算業務処理				
認証	ログイン	利用者情報を入力して利用者資格を認証します。		
お知らせ通知	お知らせ通知	利用者資格チェック後、システム管理者が登録したお知らせ情報を表示します。		
積算基準書参照	積算基準書参照	土木設計業務等標準積算基準書(広島県)、土木工事標準積算基準書(広島県)のPDFファイルをメニューから参照することができます。		
設計書作成	当初設計書作成	新規作成	当初設計書を新規に作成します。	
		既存設計書利用	別の設計書を利用して当初設計書を作成します。	
		合画(もしくは合算)	複数の設計書を合算して1つの当初設計書を作成します。	
		共通機能	当初設計書の作成必要な作成年度、諸経費体系、設計書区分などを入力します。	
		設計書入力	設計書情報入力	設計書の識別、管理に必要な情報を入力します。
			プロパティ入力	設計書を保存する際にコメントを付与できます。
			設計書総括入力	設計書の作成に必要な総括情報を入力します。
			事業区分一覧選択	新工種体系に沿った設計書を作成する際に、事業区分、工事区分を選択します。
			設計書工事内訳入力	設計書の工事内訳を入力します。(工種、歩掛、単価)
			工事概要入力	表紙に出力する工事概要を入力します。 ※工事管理システム等で表紙(鏡)が出力できない場合のみご使用ください。
			単価・歩掛入力	ユーザ独自歩掛入力
		特殊施工単価変換(特単変換)		マスターデータをコピーしてユーザ独自歩掛を作成することができます。
		ユーザ独自単価入力		設計書固有の基本単価を作成します。(登録単価、特殊基礎単価)
		コード一覧		内訳画面などへ費目や工種、施工単価などを入力する際に、各種基準データ及び設計書内に作成されている特殊施工単価などを一覧表示します。一覧表示から該当するデータを指定することで、工事内訳などに選択入力することが可能です。
		編集	システム(設計書)多重起動	システム利用画面(設計書)を複数起動します。利用画面を切替ながら操作が可能です。
			コピー	画面上で選択された工種や施工単価をキャッシュ領域にコピーします。なお、複数行を選択することが可能です。
			切り取り	画面上で選択された工種や施工単価をキャッシュ領域に切り取ります。切り取られた情報は画面から削除されます。
			貼り付け	コピー機能などでキャッシュ領域に保存されている情報を画面上で選択されている箇所に貼り付けます。
			文字列検索	内訳画面上などで任意の文字列を検索します。
			工種ツリーのドラッグ&ドロップ操作	工種体系ツリーをドラッグ&ドロップで編集することが可能です。設計書内、設計書間でも可能です。
			工種配下コピー	新工種体系に沿った設計書を作成する際に、選択した工種の配下(選択した工種は含まない)の種別、細別、施工単価などをキャッシュ領域にコピーします。
		変更設計書作成	新規作成	変更設計書を作成します。
		出来高設計書入力	共通機能	当初設計書-共通機能と同様となります。
			新規作成	既存の設計書を元に出来高数量を入力して、出来高設計書を作成します。
			共通機能	当初設計書-共通機能と同様となります。
試算設計書入力	新規作成	ある条件下で施工単価、特殊施工単価を試算する試算設計書を作成します。		
	共通機能	当初設計書-共通機能と同様となります。		
設計書修正	保存設計書修正	保存した設計書を編集します。		
	共通機能	当初設計書-共通機能と同様となります。		
計算	全体費計算	設計書の全体費(直接費、間接費)を一括計算します。		
	諸経費分割	間接費の計算において、近接工事や随意契約工事などの諸経費調整として、既発注設計書や複数の追加発注設計書の諸経費計算を実施します。 ※「施工箇所が点在する工事の積算」については広島県配布の計算シートを併用してください。		
	補正計算	設計書単位や工種単位で計算条件を指定し、計算時に補正を行います。(労務単価の夜間補正など)		
	金合わせ	一般管理費を指定された範囲内で調整し、目標工事価格に合わせます。一般管理費で調整できない場合には、処理を打ち切ります。		
印刷	設計書印刷・プレビュー	印刷形式(2016年時点) 1) 金入設計書 2) 金抜設計書 3) 金入り一段書き 4) 金抜き一段書き 5) 工事数量総括表 6) 積算内訳書(公表用) 出力帳票(2016年時点) 1) 設計書表紙 2) 総括情報表 3) 工事数量総括表 4) 工事内訳表 5) 施工単価表 6) 諸経費計算表 ・広島県が採用している印刷形式(金入、金抜)および出力帳票を採用します。 印刷画面のプレビュー表示を行います。 ・金抜設計書については、金入設計書に対し、次の項目が非表示となります。 <非表示項目> ・単価情報 ・金額情報 ・算出式などの計算根拠 ・プリンタ出力はPDF出力のみのサポート		
	外部ファイル出力	PDF出力 設計書情報をPDFファイルとして出力します。 上記出力帳票1)~6)が対象となります。 Excel出力(暫定措置) 設計書情報をExcelワークシートに出力します。 上記出力帳票1)~6)が対象となります。		
設計書管理	ファイル削除	システムで作成する各種ファイルを削除します。		
	設計書保存フォルダ	個人フォルダ	設計書を個人毎に準備されたフォルダへ保存することができます。 他利用者の個人フォルダは参照することが出来ません。	
		共有フォルダ	設計書を共有フォルダへ保存することができます。共有フォルダは団体(市町)ごとに1つずつ設定します。 所属する団体(市町)の共有フォルダは自由にアクセスすることができます。 所属する団体(市町)以外の共有フォルダは参照することが出来ません。 個人フォルダ内の設計書を他利用者へ引き継ぐ事ができる機能です。 (操作は引継ぎ元の利用者のみ行うことが出来ます。)	
設計書引継				

(4) 土木設計積算基準データ等提供業務様式

土木設計積算基準データ提供基本協定

※利用開始時のみ必要

土木設計積算基準データ提供年度協定

※毎年度更新が必要

① 依 賴 關 係 樣 式

(基準データ提供依頼の例文)

令和 年 月 日

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

土木積算システムに係る基準データ等の提供について (依頼)

このことについて、次のとおり提供を希望します。

- 1 提供希望のデータ種別¹
その他システム用 (標準公開データ) 単価データ
- 2 提供開始年月
令和〇年〇月
- 3 システム, 機器構成 (設置台数, 配置図等)
令和〇年〇月〇日付け「土木積算端末機設置台数及び設置場所の申請」のとおり
- 4 データの機密保持対応²
〇〇〇〇〇

¹ 平成 31 年度より「その他システム用 (標準公開データ) 単価データ」のみとなりました。

² 別紙中の 2 を参考にして記入してください。

依頼文の書き方

1 提供希望データ種別

- (1) その他システム用（標準公開データ）
単価データ

(注釈)「その他システム」とは、広島県土木協会が提供する「積算システム市町共同利用サービス」以外で各市町が利用する土木積算システムを指す。

2 データの秘密保持について

各自治団体及びシステムにおける秘密保持対策を、できるだけ具体的に記載してください。

- (対策例) ○積算処理開始時の暗証コードシステム
○積算端末設置場所の管理方法
○外部からのデータ検索チェック機能

土木設計積算システムに係る基準データ等の提供及び利用に関する覚書

一般社団法人広島県土木協会を甲とし、〇〇（市・町）を乙として、甲と乙は、次のとおり土木設計積算システムに係る基準データ等の提供及びその利用に関する覚書を締結した。

（目的）

第1条 甲は、土木設計積算システムに係る基準データ等（以下「基準データ等」という。）を乙に提供する。このことにより乙の積算事務の円滑で効率的な執行を図ることを目的とする。

（基準データ等）

第2条 甲が乙に提供する基準データ等は、単価及び歩掛等の基準データの加工物とし、甲は、この基準データ等を乙の実情にあわせて提供するものとする。

2 前項の基準データ等のうち、刊行物掲載単価の著作権は価格調査機関（一般財団法人経済調査会及び一般財団法人建設物価調査会）に帰属し、刊行物掲載単価以外の物の著作権は広島県に帰属するものであり、この覚書により乙又は市町に移転するものではない。

（有効期間）

第3条 この覚書の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

2 前項の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

（使用料等）

第4条 使用料等の額及び支払方法については、「土木積算システムに係る基準データ等の提供に伴う市町負担金算定基準」に基づき各年度毎に甲乙協議により定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 乙は、基準データ等の全部又は一部を第三者に提供し、又は利用させてはならない。

2 乙は、基準データ等に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

3 乙は、基準データ等を管理又は利用する端末機の設置場所を外部と遮断するなどの対策を講じて機密を保持しなければならない。

（解析などの制限）

第6条 乙は、第1条以外の目的で、次のことをしてはならない。

（1） 基準データ等の全部又は一部を複製及び解析すること。

（2） 基準データ等の全部又は一部を改変し、又は他のプログラムへの組み込みをすること。

（乙の申請・報告等）

第7条 乙は、基準データ等の管理、利用端末機台数、その設置場所及び第5条第3項の秘密保持対策について、書面により甲に申請し承諾を得なければならない。

2 乙は、基準データ等の利用に際し事故が生じた場合には、事故の状況・原因・発生日、乙の対応状況その他の必要な事項を遅滞なく甲に報告しなければならない。

（問い合わせなどの制限）

第8条 乙は、基準データ等についての問い合わせ、意見、要望などについて甲に行うものとし、広島県に直接行ってはならない。

（かし担保責任）

第9条 乙は、基準データ等にかしのあることを発見しても、甲に対し第4条の使用料等の減免を請求し、この覚書を解除し、又は損害賠償の請求をしないものとする。

2 乙は、乙の責任において基準データ等の利用を行うものとする。

（調査など）

第10条 甲は、必要があると認めるときはいつでも、基準データ等の利用及び管理の状況につ

いて調査し、若しくは乙に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は、基準データ等の利用及び管理について乙に指示することができる。

2 乙は、前項の規定による甲の調査を拒み、若しくは妨げ、又は同項の報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

3 乙は、第1項の指示があった場合には、直ちに対策を講じるとともに、結果（途中経過の報告を含む）を甲に報告するものとする。

（解除）

第11条 甲又は乙は、相手方がこの覚書に定める義務に違反したときは、書面によりこの覚書を解除することができる。

（基準データ等の返還）

第12条 乙は、この覚書の有効期間が満了したとき又はこの覚書が解除されたときは、甲の指定する期日までに、その指定場所において、乙の利用していた基準データ等を甲に返還しなければならない。この場合において、返還に係る一切の経費は、乙の負担とする。

（有益費などの請求権の放棄）

第13条 乙は、基準データ等の利用のために費やした維持保存等の必要費、改良等の有益費その他の費用の返還を甲に請求しないものとする。

（疑義の解決）

第14条 この覚書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、覚書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区鉄砲町4番1号
一般社団法人広島県土木協会
会 長 ○ ○ ○ ○

乙
代表者

(様式) (覚書第7条関係)

令和 第 年 月 号
日

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

土木積算端末機設置台数及び設置場所の申請 (新規・変更)

このことについて、次のとおり申請します。

- 1 端末機設置台数

基準データ等の管理端末機	台
基準データ等の利用端末機	台
<hr style="border: 0.5px solid black;"/>	
計	台

- 2 設置場所
〇〇〇市町庁舎 〇〇号館 〇階
(別紙見取り図のとおり)

- 3 ネットワーク接続
甲が実施する土木積算データに関するネットワークの接続 (有・無)

- 4 データの秘密保持対策

(様式第1号)

令和 年 月 日
第 号

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

令和〇〇年度土木設計積算システムに係る基準データ等の
提供について (依頼)

このことについて、次のとおり基準データ等の提供を受けたいので、承諾してください。

1 提供データの種別

システム	利用データの種別
<input type="checkbox"/> その他システム	単価データ (土木工事設計資材単価表・施工パッケージ東京単価等)

2 提供期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 提供の根拠

平成(令和) 年 月 日に締結した「土木設計積算システムに係る基準データ等の提供及び利用に関する覚書」

② 受諾関係様式

(様式第2号)

令和 年 月 日

様

一般社団法人広島県土木協会
会長 ○ ○ ○ ○
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)
(公 印 省 略)

令和〇〇年度土木設計積算システムに係る基準データ等の
提供について (回答)

令和 年 月 日付け 第 号で依頼のこのことについては、次の
とおり承諾します。

1 提供データの種別

システム	利用データの種別
<input type="checkbox"/> その他システム	単価データ (土木工事設計資材単価表・施工パッケージ東京単価等)

2 提供期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

3 提供の根拠

平成(令和) 年 月 日に締結した「土木設計積算システムに係る基準データ等の提供及び利用に関する覚書」

③ 完 了 関 係 様 式

(様式第5号)

基準データ等提供業務完了報告書

令和 年 月 日

様

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 ○ ○ ○ ○
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)
(公 印 省 略)

令和〇〇年度土木設計積算システムに係る基準データ等の提供業務が完了しましたので報告します。

1 提供データの種別

システム	利用データの種別
<input type="checkbox"/> その他システム	単価データ

2 入力作業日
メール送信確認日による。

3 入力データの年度
令和 年度

④ 請 求 關 係 樣 式

(様式第7号)

請 求 書

¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥)

令和〇〇年度土木設計積算システムに係る基準データ等提供の負担金を
上記のとおり請求します

令和 年 月 日

広島市中区鉄砲町4番1号
一般社団法人広島県土木協会
会 長 ○ ○ ○ ○

様

振込先： ○○銀行 ○○支店
(普通預金) No. ○○○○○○

土木積算システムに係る基準データ等の提供に伴う市町負担金算定基準

H31. 4. 1～適用

【負担金の基準額】

負担金は、表-1「市町負担金算定表」の金額とする。

表-1 市町負担金算定表

データ提供区分		1市町あたり 負担金額 (単位：千円/年)
その他システム	単価データ (土木工事設計資材単価表・施工パッケージ東京地区単価)	960

- 備考) 1 本表は、税抜額であり、これに消費税相当額を加えた金額が請求額となる。
消費税率改定の場合の負担額は、月割計算により算出します。
- 2 年度途中の契約又は契約解除の場合の負担額は、月割計算により算出します。

(5) 広島県工事中情報共有システム及び 保管管理システム運用業務様式

広島県工事中情報共有システム覚書

※利用開始時のみ必要

広島県工事中情報共有システム利用依頼

※毎年度更新が必要

① 依 頼 関 係 様 式

(広島県工事中情報共有システム等利用依頼の例文)

令和 年 月 日

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

広島県工事中情報共有システム等の利用について (依頼)

このことについて、次のとおり利用を希望します。

- 1 システム名
広島県工事中情報共有システム等
- 2 提供開始年月
令和〇年〇月
- 3 担当部署及び担当者名
〇〇課 〇〇
Tel

広島県工事中情報共有システム等の利用に関する覚書

一般社団法人広島県土木協会を甲とし、〇〇市町を乙として、甲と乙は、次のとおり広島県工事中情報共有システム等の利用に関する覚書を締結した。

(目的)

第1条 甲は、広島県と締結した「広島県工事中情報共有システム等の市町利用に関する覚書」に基づき、広島県工事中情報共有システムおよび保管管理システム（以下「情報共有システム等」という。）を運用し、乙の指定する建設事業に係る発注案件（以下「指定案件」という。）を対象にシステム提供することで、乙の建設事業における効率的な執行を図ることを目的とする。

(提供システム)

第2条 甲が提供するシステムは、甲の会員（広島県内の全市町）及び甲が指定する発注団体向けの広島県工事中情報共有システムおよび保管管理システムとし、広島県の運用するものと同仕様とする。

(有効期間)

第3条 この覚書の有効期限は、令和〇年 月 日から令和〇年3月31日までとする。
2 前項の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間は、更に1年間延長されるものとし、その後もまた同様とする。

(工事中情報共有システムの利用)

第4条 乙は、甲が提供する工事中情報共有システムを利用するにあたっては、利用する年度の見込み案件数を、前年度の甲が指定する日までに、通知するものとする。ただし、前年度までに通知がない場合も、甲乙協議により合意があった場合には利用できるものとする。
2 乙は、指定案件の発注仕様により甲の提供する工事中情報共有システムの利用を指定するとともに、受注者に対し、甲とシステム利用に関する契約を行い、利用料を支払うよう定めるものとする。
3 乙は、システム利用開始にあたり、甲が指定する「案件情報登録票」及び「発注者情報登録票」によりシステム運用に必要な情報を甲に通知するものとする。

(保管管理システムの利用)

第5条 乙は、甲が提供する保管管理システムの利用を開始または終了するにあたっては、利用を開始または終了する前年度の甲が指定する日までに、甲に利用申し込みを行うものとする。
2 利用料等の額および支払方法については、「保管管理システムの利用に伴う市町等利用料算定基準」によるものとする。

(システム利用のための設備設定・維持)

第6条 乙は情報共有システム等を利用するために必要となる利用環境の設定、インターネット接続等については、第4条の2項および第5条の2項に関わらず、乙の責任と費用において設定・維持するものとする。

(乙の責務)

第7条 乙は、情報共有システム等の利用にあたっては、甲の設定する利用規約を遵守しなければならない。

(問い合わせなどの制限)

第8条 乙は、情報共有システム等についての問い合わせ、意見、要望などについては、内容に応じて、甲又は甲の指定する事業者に行うものとし、広島県に直接行わないものとする。

(責任)

第9条 乙は、いかなる場合においても、甲に利用料等の減免を請求し、又は損害賠償の請求をしないものとする。

2 乙は、乙の責任において情報共有システム等の利用を行うものとする。

(解除)

第10条 甲又は乙は、相手方がこの覚書に定める義務に違反したときは、書面によりこの覚書を解除することができる。

(疑義の解決)

第11条 この覚書に定める事項に疑義が生じた場合又はこの覚書に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、覚書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 広島市中区鉄砲町4番1号
一般社団法人 広島県土木協会
会 長 ○ ○ ○ ○

乙 代表者

(様式情運-1) (覚書第4条, 5条関係)

令和 第 年 月 日
第 号

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

広島県工事中情報共有システム等利用について (依頼)

このことについて、次のとおり申請します。

- 1 システム名
広島県工事中情報共有システム
保管管理システム (利用する場合に記載する。)
- 2 利用年度
令和〇〇年度 (令和〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日)
- 3 案件発注予定案件数
〇〇件
- 4 案件情報及び発注者情報
随時、別紙「案件情報登録票」及び「発注者情報登録票」のとおりに提出する。
- 5 提供の根拠
平成 年 月 日に締結した「広島県工事中情報共有システム等の利用に関する覚書」

② 受諾関係様式

(様式情運-2)

令和 年 月 日

〇 〇 (市・町) 様

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 〇 〇 〇 〇
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)
(公 印 省 略)

広島県工事中情報共有システム等の利用について (回答)

令和 年 月 日付け 第 号で依頼のこのことについては、次のとおり承諾します。

1 システム名

広島県工事中情報共有システム
保管管理システム (利用する場合に記載する。)

2 提供の根拠

平成 年 月 日に締結した「広島県工事中情報共有システム等の利用に関する覚書」

③ 規 約 関 係

広島県工事中情報共有システム等
提供サービス利用規約（案）

第一版 平成28年6月1日
一部改訂 令和4年4月1日
一般社団法人 広島県土木協会

第1章 総則

第1条（目的）

一般社団法人 広島県土木協会（以下「当協会」といいます。）は、広島県内市町等（以下「市町等」といいます。）との広島県工事中情報共有システム等の利用に関する覚書（以下、「覚書」といいます。）に基づき、この「広島県工事中情報共有システム等提供サービス」利用規約（以下「本規約」といいます。）に定める条件に従い、市町等に対し、「広島県工事中情報共有システム」及び「保管管理システム」（以下「本システム等」といいます。）をASPサービスとして提供します。

第2条（本規約の範囲）

本規約は、市町等と当協会との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。市町等は、この規約を確認し、同意したものとし、市町等は、本規約に則って本サービスを利用するものとします。

第3条（用語の定義）

本規約において次の各号の用語は、それぞれ次の意味で利用します。

- (1)「本サービス」とは、当協会が市町等の事業を対象として、契約者等にインターネットを介し、第14条で規定する内容を本システムにて提供することをいいます。
- (2)「契約者」とは、案件を受託すると共に、第12条に基づき、当協会との間で利用契約の締結を行い、本サービスを受ける者をいいます。
- (3)「本業務」とは、市町等と契約者が契約を締結することによって契約者が受託する業務をいいます。
- (4)「案件」とは、市町等と契約者が契約を締結することによって契約者が受託する工事および本業務の総称をいいます。
- (5)「利用窓口」とは、市町等において当協会との連絡を行う職員を言い、事前に当協会に対して登録する者とします。
- (6)「対象工事関係者」とは、契約者の取引先であって、本規約に基づき、本サービスを受ける者をいいます。
- (7)「契約者等」とは、契約者および対象工事関係者および市町等をいいます。
- (8)「利用契約」とは、当協会と契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。利用契約は、案件ごとに一個必要になります。
- (9)「利用契約等」とは、利用契約と契約者向け利用規約をいいます。
- (10)「市町等設備」とは、本サービスを受けるために市町等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器またはソフトウェア、および契約者等が本サービスにアクセスするために電子通信事業者より借り受ける電気通信回線をいいます。
- (11)「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するために当協会が設置又は利用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器またはソフトウェアをいいます。
- (12)「管理領域」とは、利用契約ごとに本サービス用設備内に作成される領域であって、本サービス利用にあたり、市町等と契約者間の交換情報が蓄積されます。
- (13)「ユーザID」とは、市町等とその他の者を識別するために用いられる英字・数字等による符号をいいます。
- (14)「パスワード」とは、ユーザIDと組み合わせて、市町等とその他の者を識別するために用いられる英字・数字等による符号をいいます。

第4条（通知）

当協会から市町等への通知は、通知内容を電子メール、書面または当協会所定のホームページに掲載するなど、当協会が適当と判断する方法により行います。

- 2 前項の規定に基づき、当協会から市町等への通知を電子メールの発信または当協会所定のホームページへの掲載の方法により行う場合には、市町等に対する当該通知は、それぞれ電子メールの発信またはホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第5条（規約の変更）

当協会は、市町等の承諾を得ることなく、本規約を変更することがあります。当該変更内容（本サービスの内容の変更、その他の提供条件を含みます。）は、第4条に基づき通知された時から効力を生じるものとします。

第6条（利用窓口）

利用窓口は第3条に定める通りとし、本サービスの利用に関する当協会との連絡・確認等は、原則として利用窓口を通じて行うものとします。

第7条（第三者への委託）

当協会は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を当協会の判断にて第三者に委託することができるものとします。この場合、当協会は、当該委託先（以下「委託先」といいます。）に対し、当協会と同等の義務を負わせることにより、第34条で規定の秘密情報を開示しおよび個人情報の取扱を委託することができるものとします。

第8条（権利の譲渡）

市町等は、本規約および覚書上の権利および義務の全部または一部を、事前に当協会の承諾を得ることなく、第三者に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第9条（管轄裁判所）

市町等と当協会との間の紛争の解決については、広島地方裁判所または広島簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条（準拠法）

本規約および覚書の成立、効力、履行および解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第11条（協議等）

本規約および覚書に規定のない事項および規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。

第2章 契約の締結等

第12条（利用契約の成立）

本サービスの利用については当該案件を受託した者が、当協会所定の「広島県工事中情報共有システム利用申込書（以下「利用申込書」といいます。）」により、申し込むものとします。

- 2 当協会は、前項の申込を受けた場合、必要項目記載を確認の上、当協会所定の「申込完了通知書」を第4条に基づき契約者に送付します。当協会からの当該通知が発信された時点で、当協会と契約者間の利用契約は成立したものとします。
- 3 利用申込書に契約者が工事関係者として市町等の情報を記載することにより、市町等による本サービス利用が可能となります。

第13条（契約期間およびシステム利用期間）

「本サービス」のうち工事中情報共有サービスの利用契約の期間は、当協会が「申込完了通知書」にて契約者に通知した「契約期間」とします。

- 2 本サービスのうち工事中情報共有システムの利用期間については、当協会が「申込完了通知書」にて契約者に通知した「システム利用期間」とします。
- 3 本サービスのうち保管管理システムの利用期間は最初の案件に関するシステム利用開始日から、覚書第5条に基づく保管管理システムの利用終了日までとします。

第3章 サービス

第14条（本サービスの内容）

当協会が本利用規約で提供する本サービスは、別紙1 情報共有システム等サービス仕様書および別紙2 保管管理システム等サービス仕様書に定める通りとします。

第15条（管理領域の確保ならびにユーザIDおよびパスワードの通知）

第12条における利用契約成立後、当協会は、すみやかに、当該利用契約に対応した管理領域の確保ならびにユーザIDおよびパスワードの設定を行い、利用開始日までにユーザIDおよびパスワードを第4条に基づき契約者等に通知するものとします。

- 2 前項に定める場合のほか、契約者が第18条第1項に基づき変更を届け出た場合であって、新たにユーザIDおよびパスワードの設定が必要となる場合は、当協会は遅滞なく新たなユーザIDおよびパスワードの設定を行い、第4条に基づき契約者等に通知するものとします。

第16条（ユーザIDおよびパスワードの管理）

市町等は、市町等に提供されたユーザID、パスワード等（以下「パスワード等」と総称します。）を自己の責任において管理するものとします。

- 2 パスワード等の管理および利用は市町等の責任とし、利用上の過誤または第三者による不正利用等については、当協会は一切その責を負わないものとします。
- 3 市町等は、パスワード等の盗難または不正利用の事実を知った場合、その旨を直ちに当協会に連絡するものとし、当協会から指示があるときはその指示に従うものとします。
- 4 契約者等からのパスワード等の問合せに対しては、当協会は、当協会所定の方法により本人確認を行ったうえで、当協会所定の方法で回答いたします。
- 5 本サービスのセキュリティ向上のため、当協会がパスワード等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

第17条（利用契約の変更届出）

利用契約締結時または利用契約締結後に当協会に届け出た内容に変更が生じた場合、市町等は、遅滞なくその旨を届け出るものとし、当協会は当該届出の内容に従って本サービスにおけ

る情報を変更するものとします。

- 2 前項の届出を怠ったこと、または、当該届出の内容によって契約者等が不利益を被ったとしても、当協会は、一切その責任を負いません。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当協会は、届出のあった変更内容を審査し、不適切と判断した場合は、当該届出を契約者に差し戻すことができるものとします。

第18条（本サービスの提供停止）

当協会は、他の規定にかかわらず、次の各号の場合には本サービスの提供の全部または一部を停止することができるものとします。

- (1) 戦争、テロ行為、騒乱、暴動、致命的な伝染病の流行を含む天災地変（以下「天災地変」といいます。）その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロなど）によりサービスの定期利用が不能となったとき
 - (2) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき
 - (3) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき
- 2 当協会は、契約者等につき次の各号の事由が生じたときは、本サービスの提供を停止できるものとします。
 - (1) 契約者が利用料金の支払いを遅滞したとき
 - (2) 契約者等が利用契約の各条項に違背したとき
 - (3) 前二号のほか、契約者等の責に帰すべき事由により当協会の業務に著しい支障を来たし、またはそのおそれがあるとき
 - 3 前2項の場合、当協会は、市町等に対して、事前にサービスの提供を停止する日および停止する理由を第4条に基づき通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない事由による場合は、事後の通知をもって足りるものとします。

第19条（サービスの再開）

本規約に基づき当協会が本サービスを停止した場合であって、当該停止の原因事由が解消したと当協会が判断した場合は、当協会は遅滞なく本サービスの提供を再開するものとします。

第20条（契約者による利用契約の解除）

契約者から、利用契約を解除しようとする日の1ヶ月前までに、当協会所定の書式により、当協会に解除の通知があった場合には、当該案件の利用契約を解除し、サービスの利用を停止します。

第21条（当協会による利用契約の解除）

第18条第1項の規定により当協会が本サービスの提供を停止した場合であって、同条項各号の事由が解消しないことを理由として本サービスの再開が困難であると当協会が判断したときは、当協会は利用契約の全部または一部を解除することができます。

- 2 当協会は、契約者が、本サービスの利用料金について、支払い期日を2ヶ月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除することができます。
- 3 当協会は、契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしに利用契約の全部または一部を解除することができます。
 - (1) 利用契約等の規定に違反し、当協会が相当の期間を定めて催告したにもかかわらずかかる違反を是正しないとき

- (2) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
- (4) 破産、民事再生手続、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき
- (5) 前4号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6) 解散または営業停止となったとき
- (7) その他財務状態の悪化またはその恐れが認められる相当の事由が生じたとき

4 当協会は、第13条における利用契約の契約期間中に、市町等との本サービスの提供に関する覚書の有効期間が終了した場合、契約者に対し第4条に基づく通知の上、本サービスの提供停止および利用契約の解除を行うことができます。

第22条（利用契約終了後の処理）

当協会は、理由の如何を問わず、利用契約が終了した場合は、次の対応を行います。

- (1) 本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部または一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後直ちに廃棄し、本サービス用設備などに記録された資料等については、当協会の責任で消去するものとします。
- (2) 本サービスを経由し契約者等から受信したデータが格納されている管理領域は、利用契約終了月の翌月初めに消去します。
- (3) パスワード等は、利用契約終了月の翌月初めに無効とします。
- (4) 市町等のパスワード等は、前項に限らず当該利用契約が終了した年度内は有効とし、保管管理システムの利用申込があった場合は、更にその利用期間中有効とするものとします。

第23条（データの取り扱い）

市町等は、本サービス用設備上の自己の管理領域内でなされた一切の行為およびその結果について、当該行為を自己がなしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

- 2 市町等は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、市町等は自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし当協会は、契約者等が管理領域に登録したデータについては保管、保存、バックアップを含むいかなる責任も負わないものとします。
- 3 保管管理システムについては市町等が当該市町の管理対象データに関する一切の責任を負うものとします。

第24条（監査）

当協会は本サービス用設備を収納する施設への立入監査には応じないものとします。

第25条（サービスの廃止）

当協会は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、当協会は契約者に対し、廃止の6ヶ月前までに第4条に基づきその旨を契約者および市町等に通知するものとします

第4章 利用料金

第26条（利用料金）

広島県工事中情報共有システムの利用料金は、第12条における利用契約の成立後、速やか

に、契約者が当協会に支払うものとします。

- 2 契約者は、前項に定める請求書を受領した月の翌月末日（以下「支払期日」といいます。）までに、利用料金に対し消費税法および地方消費税法所定の税率を乗じて算出された消費税等（以下「消費税等」と総称します。）を利用料金とともに銀行振込の方法により当協会に支払うものとします。なお、当該利用料金等の振込に係る費用は、契約者の負担とします。また、将来において消費税等相当額の税率が変更された場合、利用料金に係る消費税等相当額は、当該変更後の税率に基づき増額または減額されます。
- 3 利用料金および消費税等の支払が支払期日になされない場合には、当協会は、契約者に対し、支払期日の翌日から完済の日までの日数に年14.6%の割合で計算した遅延損害金を請求できるものとします。
- 4 利用料金は、いかなる場合においても契約者に返還されないものとします。
- 5 保管管理システム等サービス利用料については覚書第5条の通りとします。

第5章 契約者等の義務等

第27条（管理領域の制限）

当協会は、本サービス用設備内に、一個の利用契約において3GBの管理領域を確保するものとし、契約者等は当該領域値の範囲内において本サービスを利用しなければならないものとします。

- 2 当協会は、契約者等が前項において定める領域値の範囲を超えて本サービスを利用している場合は、市町等に対し警告することができるものとし、市町等は適切な措置を講ずるものとします。

第28条（本サービス利用のための設備設定・維持）

市町等は、自己の費用と責任において、当協会が定める条件にて市町等設備を設定し、維持するものとします。

- 2 市町等は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して市町等設備をインターネットに接続するものとします。
- 3 市町等設備、前項に定めるインターネット接続および本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当協会は市町等に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
- 4 当協会は、当協会が本サービスに関して保守、運用上または技術上必要であると判断した場合、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

第29条（禁止事項）

契約者等は、本サービスの利用に関し、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 第三者の著作権・商標権などの知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (2) 第三者の財産・プライバシーまたは肖像権を侵害する行為またはそのおそれのある行為
- (3) 第三者を差別し、もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 本サービスなどにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (5) 第三者になりすまして本サービスなどを利用する行為
- (6) ウイルスなどの有害なコンピュータープログラムなどを発信または掲載する行為
- (7) 第三者の設備などまたはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運用に支障を

- 与える行為、またはそのおそれのある行為
- (8) 法令、条例などに違反する行為または公序良俗に反する行為（売春の斡旋、暴力、残虐行為など）
- (9) 本サービスの利用を通じて知り得た情報を、本システムと競合する可能性のあるシステムの企画、設計、開発等の目的に利用する行為
- (10) 前各号のほか、契約者等または当協会が本サービスの利用に不相当と判断した行為
- 2 当協会は、契約者等が前項各号に該当した場合、当該行為を中止するよう市町等へ要求できるものとし、契約者等がこれに応じない場合には、本サービスの提供を停止することができるものとします。ただし、違法性または有害性が高いものと当協会が信じるに足りる相当の理由がある場合（「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」第3条にもとづき当協会が損害賠償責任を負う可能性がある場合を含むがこれらに限定されない）においては、当協会は事前の要求を行うことなく一時的に本サービスの提供を停止することができるものとします。
- 3 当協会は、前項の場合、市町等と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部または一部を削除することができるものとします。ただし、違法性または有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実に発生していることまたはその蓋然性が大きいことその他の当協会が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合においては、当協会は事前の協議を行うことなく当該情報の削除を行うことができるものとします。
- 4 当協会は、市町等からパスワード等が不正に利用された旨の通知を受けた場合は、市町等と協議の上パスワード等の変更などの必要な措置を講じるものとします。
- 5 前三項の場合、契約者等に損害が発生しても当協会は何らの責任も負担しないものとします。

第6章 当協会の義務等

第30条（本サービス用設備の障害等）

- 当協会は、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、市町等にその旨を第4条に基づき通知を行います。
- 2 当協会は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備を修理または復旧を行います。当協会は、当該修理または復旧を行うために必要と判断した場合は、本サービスの提供を停止することができるものとします。
- 3 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、市町等および当協会はそれぞれ遅滞なく相手方に通知をします。

第7章 秘密情報等の扱い

第31条（秘密保持および個人情報保護）

- 当協会は、本サービスに関わり取得する契約者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定、およびその他の関連法令を遵守し適切に保護します。
- 2 契約者等および当協会は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上または営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨をあらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情

報」といいます。)を第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合および次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 3 契約者等が本サービスを利用する場合は、当協会から提供を受けた個人情報を利用する目的以外に利用してはならず、かつ第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

第8章 損害賠償等

第32条 (責任の制限)

当協会は、市町等から本システムに不具合がある旨の書面または電子メールによる通知を受けた場合には、当該不具合を解消するための合理的な努力を行うものとします。

- 2 本サービスの対象となる工事の監督および対象工事成果品データの管理等については、すべて市町等の責任において行われるものであることとします。当協会は、前項に定める責任および当協会の責に帰すべき事由がある場合を除き、本サービスの利用結果についていかなる保証を行うものではなく、何らの責任も負わないものとします。
- 3 当協会が本規約および覚書に基づき損害賠償の責任を負う場合には、市町等が現実に被った直接損害に限られるものとし、かつ、その上限は実際に支払われた利用料金相当額とします。当協会は、いかなる場合も、当協会の責に帰することができない事由から生じた損害ならびに予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、間接損害、拡大損害および逸失利益について、賠償責任を負わないものとします。

第33条 (免責)

当協会は、以下の事由により契約者等に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 第16条におけるパスワード等不正利用に起因して発生した損害
- (2) 第17条第1項に基づく市町等の情報の更新により発生した損害
- (3) 第18条に基づく本サービスの提供停止により発生した損害
- (4) 第23条における登録データの変質、消失、毀損等により発生した損害
- (5) 第28条における市町等設備に起因して発生した損害
- (6) 契約者等が第29条に違反したことに起因して発生した損害
- (7) 市町等設備の障害および本サービス用設備までの接続サービスの不具合、その他の接続環境の障害
- (8) 不正アクセス、盗聴、なりすまし、サービス妨害攻撃、コンピュータウイルス・ボットなどの攻撃に対する、未知の脆弱性に起因して発生した損害
- (9) 当協会が定める手順・セキュリティ手段などを市町等が遵守しないことに起因して発生した損害
- (10) 刑事訴訟法第218条(令状による差押え・捜索・検証)、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めにもとづく強制の処分その他裁判所の命令または法令にもとづく強制的な処分により発生した損害

(11) その他当協会の責に帰すべからざる事由

- 2 当協会は、契約者等が本サービスを利用することにより契約者等と第三者との間で生じた紛争などについて一切責任を負わないものとし、市町等は当該紛争により当協会に損害を及ぼさないものとしします。
- 3 当協会は、本サービスの利用に関する契約者等のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、当該請求に応じないものとしします。

以上

④ 運用中の様式

(様式情運-5)

令和 年 月 日
第 号

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

保管管理システム廃棄処理案件について (依頼)

標記の件について、次のとおり処理して下さい。

1 システム名
保管管理システム

2 登録案件数

内容	廃棄処理案件データ
登録案件数	件

3 処理内容の詳細
別紙「廃棄処理案件処理票」のとおり

(様式情運-6)

令和 年 月 日

〇 〇 (市・町) 長 様

一般社団法人広島県土木協会会長
(公 印 省 略)

保管管理システム廃棄処理案件について (回答)

令和 年 月 日付で依頼のありました標記の件について、次のとおり処理します。

- 1 システム名
保管管理システム
- 2 処理日 (予定)
令和 年 月 日

④ 完了 關係 樣 式

(様式情運-7) (覚書第5条関係)

令和 年 月 日
第 号

一般社団法人広島県土木協会会長 様

〇 〇 (市・町) 長
(公 印 省 略)

保管管理システムの利用について (通知)

このことについて、次のとおり保管管理システムの利用を終了します。

1 システム名
保管管理システム

2 終了日
令和 年 月 日

(様式情運-8)

令和 年 月 日

〇 〇 (市・町) 様

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 〇 〇 〇 〇
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)
(公 印 省 略)

保管管理システムの利用について (回答)

令和 年 月 日付け 第 号で通知のこのことについては、受理しました。終了日以降、保管管理システムに登録されたデータは削除します。

1 システム名
保管管理システム

2 終了日
令和 年 月 日

⑤ 請 求 關 係 樣 式

(様式情運-3)

令和 年 月 日

〇 〇 (市・町) 様

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 〇 〇 〇 〇
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)
(公 印 省 略)

令和〇〇年度保管管理システムの利用料の確定について (通知)

このことについては、次のとおり確定しました。

1 利用料 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥)

2 登録案件数及びデータ量

内容	登録済み案件データ
登録案件数	件
登録データ量	GB

令和 年5月末時点

3 利用期間
令和 年4月1日 ~ 令和 年3月31日

4 決定根拠
「保管管理システムの利用に伴う市町等利用料算定基準」

(様式情運-4)

請 求 書

¥

(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ¥)

令和〇〇年度 保管管理システムの利用料を上記のとおり請求します

令和 年 月 日

一般社団法人 広島県土木協会
会 長 ○ ○ ○ ○
(〒730-0017 広島市中区鉄砲町4番1号)

様

振込先： ○○銀行 ○○支店
(普通預金) No. ○○○○○○